

令和3年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年6月23日（水） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年6月23日（水） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦

住民生活課長 鈴木知寿 保健福祉課長 平田章浩
学校教育課長 塩澤由記弥 社会教育課長 松浦博
病院事務局長 鳥居孝文

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議長 (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

発言の際には、マスクを着用して、着席のまま発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番、加藤久幸君。

登壇願います。

質問は混合方式です。

7番議員 (加藤久幸君) 7番、加藤久幸でございます。私は、先に通告した一問について、町長にお伺いをいたします。脱炭素に向けた町の取り組みについて。近年、地球温暖化が原因とみられる異常気象により、豪雨や猛暑日の発生頻度が増加している。甚大な被害を及ぼした巨大台風や集中豪雨の事例は、記憶に新しいところである。このような事態は、もはや気候変動の域を超越し、生存基盤を揺るがす気候危機とも言うべき事態となっている。国内外において

も、脱炭素社会への移行に向け、急速に舵が切れようとしている。環境省としても、本年6月、気候危機を宣言した。2015年に合意されたパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇を2度未満とし、1.5度抑えようと努力するとの目標が、国際的に広く共有された。また、2019年小泉進次郎環境大臣が、2050年に地球温室効果ガス又はCO₂の排出量を実質ゼロにすることを目指すことを表明するよう、各自治体に呼びかけた。2020年203回国会においても、菅内閣総理大臣所信表明演説の中で、「我が国は、2050年までに温室効果ガス排出を全体として0にする。即ち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」と宣言したことから、2050年CO₂排出量実質ゼロを目指すことを表明した自治体が増えている。

そこで次の三点についてお伺いをいたします。

- ①2050年カーボンニュートラルを目指して、ゼロカーボンシティ実現に向けた町の取り組みと現状は。
- ②自然災害による停電時に、EV（電気自動車）を活用したらどうか。
- ③町のEVの急速充電器のインフラ整備について

以上、三点について答弁をお願いいたします。

議 長
町 長

（ 中根 幸男 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康雄 君 ）加藤議員の、「脱炭素に向けた町の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

一点目の「2050年カーボンニュートラルを目指して、ゼロカーボンシティ実現に向けた町の取り組みと現状」について申し上げます。

国では、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目標に掲げて、排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」として、国内外に発信しています。

2019年には、小泉環境大臣から全国の自治体に対し、ゼロカーボンシティ表明についての検討を求める呼びかけもされ、令和3年6月9日現在では、全国で405自治体。内訳は40都道府県、241市、7特別区、97町、20村が表明しております。

県内においては、県を含めて12の自治体が表明をしており、県内で最初に表明をした御殿場市では、ごみの焼却により発生した熱で発電をし、その電気を小中学校などの公共施設へ供給する取り組みや、市役所庁舎内のLED照明の自動制御化、電気自動車（EV）又は燃料電池自動車（FCV）を購入した個人の方を対象にした補助事業等を実施しています。

森町は現時点において、ゼロカーボンシティを表明しておりますので、現在の町の地球温暖化防止対策についての取り組みの現状を申し上げますと、夏の節電のため、日光を遮り部屋の温度を下げる効果のある「緑のカーテン」を普及するため、毎年5月初旬からゴーヤ、アサガオの種を無料配布しており、令和3年度は104の方に種の配布をしました。

また、新エネルギー機器等導入促進のため、太陽光発電の設置に対して補助金を交付しており、令和2年度は16件、64万円を助成し、令和3年度からは家庭用蓄電池の整備も補助対象とし、1台につき4万円の補助金を交付しております。

さらに、昨年度は、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、宮園小学校の5年生を対象に環境授業「アース・キッズチャレンジ」を実施し、児童が地球温暖化やエコ活動について学び、各家庭でエコ活動に取り組んでいただきました。今年度も引き続き環境授業を実施する予定であります。

次に、地球温暖化防止対策と連携して実施しているごみの削減やリサイクルの推進に対する取り組みの状況につきましては、ごみの焼却で排出される温室効果ガスの削減、焼却にかかる費用負担の軽減を図るため、可燃ごみの3割から4割を占める食品ロス（生ごみ）の削減を目的に、出前講座の実施や森町食育推進協議会と連携した「食品ロス削減レシピ」の開発に取り組んでおります。

また、生ごみの削減のため、電気式生ごみ処理機を購入した方を対象に補助金を交付しており、令和2年度は9件、13万2千円を補助しております。令和3年度からは、補助率を3分の1から2分の

1に、また、補助上限額を2万円から3万円に拡大して、更なる普及促進を図っております。

その他、毎月第2・第4土曜日に役場において、びん、ペットボトルの資源ごみ拠点回収を実施しており、令和3年度からは、菓子袋などのプラスチック製容器包装も回収の対象品目に追加をすることで、リサイクルの推進による可燃ごみの削減を図っております。

今まで申し述べましたように、町では住民の皆さんのご協力を得ながら、温室効果ガスを削減するための事業を実施しておりますが、現在までのところ、ゼロカーボンシティの宣言表明までには至っておりません。表明についての条件等はありませんが、国からの通知に表明自治体については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定などの際に、「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指す旨の記載について検討をしてほしいという依頼がありました。

なお、当町がゼロカーボンシティ表明をする場合には、この地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が必要となり、その中で温室効果ガスの削減目標の設定、また、住民、事業者、行政が協働で取り組むべき実行性のある施策や事業（例えば、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの地産地消、地球環境の整備、循環型社会の形成等）に取り組む必要があります。そのためには仕組みづくりや制度設計、財源の確保など多くの課題が考えられますので、現段階におきましては、他の自治体の動向も考慮する中で、調査研究を重ねて、慎重に対処していきたいと考えております。

二点目の、「自然災害による停電時に、EV（電気自動車）を活用したらどうか。」について申し上げます。

現在、電気自動車等から活用できる電力の概要ですが、電気自動車（EV）やPHEV（プラグインハイブリッド）は、車内の100ボルトコンセントが利用できれば、1500ワットまでの電気の供給が可能であり、照明や携帯電話の充電、テレビやラジオが使用可能となります。また、電気ポットや電子レンジ、ホットプレートなどを単体で使用することができます。

また、V2H（ビークルツーホーム）対応車とV2Hシステムが完備されていれば、6000ワットまでの電気の供給が可能となります。V2Hシステムとは、電気自動車の大容量バッテリーから電力を取り出し、家庭の電力として利用できるシステムであります。なお、車からの給電による用途としては、コンセントから1500ワットまで利用できる場合は、アウトドアレジャーや非常時用、V2Hで6000ワットまで利用できる場合は、防災住宅用ということができると思います。

平時においては、V2Hのシステムを活用すれば、家庭の太陽光発電電力で昼間車両に充電することや、夜間にその電力を家庭内に給電するといったことができますし、災害による停電の際にも家庭内で家電製品を使用することができるようになります。

一般家庭においてV2H対応の車両と外部給電システムを導入することは、重要なライフラインである電気が途絶えた状況でも、在宅生活継続の可能性を高めるものでありますので、耐震化や食料等の備蓄とあわせて進めていただければ、個人でできる災害への備えとして大変有効な手段であると考えます。

なお、役場庁舎や災害対策本部を設置する袋井消防署森分署にあつては、大型の自家発電機を備え、停電時も一部の機能を安定的に維持する備えとなっております。また、避難所に指定している施設については、総合体育館のみ自家発電機を備え、そのほかには可搬型の発電機を配備し、停電時の給電を行う計画です。

停電時の備えとしてEVの公用車を導入し、災害時に車の電気を利用することは、機動力という面では、ある程度有効な手段であると考えられます。しかしながら、非常時に電気を供給するための発電機を整備することに比べ、給電のため、その車両が移動に使用できなくなることや、EV等の駆動用バッテリーから大きい電力を取り出すためには、外部給電器もあわせて整備する必要があるなど、費用対効果の面が課題であると考えます。

三点目の「町のEVの急速充電器のインフラ整備について」申し

上げます。

町内における急速充電器の設置箇所につきましては、現在のところ、新東名高速道路遠州森町パーキングエリア上りに、車両2台同時に充電可能な急速充電器が1台設置されております。

町内の公共施設においては、拠点防災倉庫に急速充電器を1台設置しているところですが、一般開放はしておらず、災害時にガソリン供給が滞ったときに、救援車等に使用するものとなっております。

今後の取り組みでございますが、県内外からも安心してEVで森町に来ていただき、観光施設等に立ち寄っていただくための手段の一つとして、急速充電器の設置は有効な面もあると考えます。

しかしながら、設置・運営するには多くの経費が必要となること、また、自治体が設置主体となるケースは少ないため、民間事業者による充電器の設置促進を図るとともに、今後のEV普及状況や来町される方々の要望等もお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
7番議員

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

(加藤 久幸 君) ①のゼロカーボンシティを目指してということで、緑のカーテン等を設置してやっている。それから、新エネルギー対策として16件64万円を助成したりとか、宮園小エコ活動についてそこでも子ども達が学んでいたり、生ゴミ処理機等の補助等、いろんなことをやっておられるのかと思います。

そんな中で、将来的にゼロカーボンシティ宣言は考えておられるか。そこら辺のことを、①でお伺いをしたいと思います。これについては、御前崎市なんかもゼロカーボンシティ宣言をされたと聞いております。「御前崎市は、第2次総合計画に掲げる将来都市像「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」実現のため、国際社会の一員として、脱炭素社会の構築を目指します。そして、望ましい環境像として掲げる「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」に向けて国や県と連携し、市民や事業者等と

一丸となって、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組んでいくことを、宣言をいたします。」これは御前崎市の例ですが、国際的にも脱炭素化が進んでいる中で、森町も将来的にはこの宣言をしていただいた方がよろしいのかなと思います。それについて、将来的なことについてお伺いをしたいと思います。

②についてですが、これは私が2018年の12月議会で、同じような質問をしております。その時の答弁は、公用車としての答弁でした。「公用車への導入を検討する場合、災害時に車の電気を利用できることは、他の電力供給がない中では、ある程度有効な手段であると考えられる。しかし、非常時に電気を供給するための発電機を整備することに比べ、給電のため車両が運送に使用できなくなることや、また、費用対効果等を考えると、電源対策として公用車を購入することが現段階では考えていない。」

そしてまた、この時私、町の一般の方の電気自動車を登録制度にして災害時に使ったらどうかと、そんなことも質問をしていますが、「町民所有のEV、PHVの災害時協力登録者制度については現状では考えていないので、今後の課題としたい。」と、そういう答弁が返ってきました。これについてはいろいろな考え方がありまして、まず、地震が来た時に不安に思うこと。これが、5割以上の方が停電とおっしゃっています。まず一番目が、家族や親戚の安否。二番目として、食料や燃料などの物質の不足。三番目が、停電ということになっています。四番目、建物の倒壊。五番目、断水。六番目、建物の火災。七番、暑さ寒さのしのぎ方。八番、外出から無事に帰れるか。九番、無事に避難できるか。十番、ガスの供給停止等々。これが、皆さんから返ってきた答えがこんな結果になっています。

そしてまた、電気自動車はどういう意味で大事かということ、給電中でも普通の発電機に比べて音が出ない。無音のため、ご近所にご迷惑をかけない。睡眠の妨げにもならない。無排気だから安心である。室内で使用しても、一酸化炭素中毒の心配がない。それから、

今の電気自動車はバッテリーが大容量になっています。使える電力量が多いため、電力供給の継続性がある等々、いろんなメリットも挙げられております。

そして、町所有で購入するという以外にも、いろんな方法があると思います。浜松市では、日産自動車と災害連携協定を締結したということも聞いています。これは電気自動車の普及を通じて、多発する台風や集中豪雨、巨大地震による大規模停電が発生した際、市が指定する避難所等において、日産の販売会社である浜松日産自動車より貸与される電気自動車EV、日産リーフを電力源として活用することで避難所等の円滑な運営を行い、市民の安全確保に努める。ということで、浜松市さんは協定を結んでいたりします。電気自動車については、町所有はいろんなことを考えると費用対効果、それから購入の費用等も考えて、公用車では難しいというお答えでございました。それでは、こういう協定を結ぶこととか、あるいは先ほどの個人所有のEVの登録制度を設けるとか、そういう方法もあると思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

最後の三点目「急速充電器のインフラ整備」ということで、新東名の上り線に急速充電器が設置されていると。

議長 (中根幸男君) 加藤議員に申し上げます。混合方式ですので、最初的时候は一括答弁でよろしいですが、再質問の場合は一問一答方式でお願いしたいと思います。

7番議員 (加藤久幸君) そしたら、2番目までのことをお願いしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) まず、一点目のゼロカーボンシティの表明について、将来的にはどうかというご質問でございますが、最初の答弁でも申し上げましたように、ゼロカーボンシティを表明する場合には、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定が必要となります。その内容といたしましても、先ほど申し上げたとおりでございますが、そういったことで仕組みづくりや制度設計、財源の確

保などに多くの課題があると考えておりますので、現時点においては、他の自治体の動向も考慮する中で、調査研究を重ねていきたいと考えております。ですので、それは将来のゼロカーボンシティを表明するということを目標にしながらの検討であると考えております。ただし、ゼロカーボンシティ表明を、いつどのような形であるかということについては、現在まだ申し上げる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、二点目のEV（電気自動車）の活用についてですが、個人の所有される電気自動車を登録制にして、災害時に活用したらどうかというご意見かと思えます。こちらは一問目の答弁で申しあげましたように、まず、公用車としてその目的をもってEV（電気自動車）を整備するという事は、課題があるということは申し上げさせていただきました。そして、個人でできる災害への備えとしては、大変有効な手段であると考えておりますので、EV（電気自動車）を所有される方が災害時にそういった利用をしていただくこと。あるいは、災害時でのそういった活用を考えたいと、個人が電気自動車を所有されるということは、それぞれの個人が行う災害への備えとして有効であると考えておりますが、町民の皆さんが所有するEV自動車を、災害時に町として活用するという事は現在考えておりません。町としましては、先ほども申しあげましたように、避難所には非常用自家発電機を備えているところもあれば、そうでないところには可搬型の発電機を配備して、停電時の給電を行うという計画で整備をしているところであります。

二点目の、浜松市では日産と協定を結んで電気自動車の災害時の提供について協定を結んでいるということでございます。このことにつきましては、もう少し内容を検討させていただいて、出来るものならばそういった民間事業者と協定を結ぶことで、町の災害対策になるとなれば、そのようなものも検討していきたいと考えておりますが、森町には日産さんだけでなく、自動車の販売店というものがございません。そういったところがネックになるのかどうか、そ

のような点も含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思いません。

議長
7番議員

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

(加藤 久幸 君) 承知しました。町の公用車としての、こういう購入は考えておられないということ。日産に限らず、自動車メーカーとのことは検討をしていきたいということで、これについては、ぜひ検討をしていただければなと思います。

それと、③に移らせていただきます。町でのEV急速充電器のインフラ整備ということでございますが、これについても、私2017年の12月議会で、この質問をさせていただいています。このときの答弁ですが、町長は「急速充電器の設置は環境、観光などで有効な面がある一方、運営経費を必要とするなどの課題がある。ただし、民間主体の設置の促進を行うとともに、EV・PHVの普及状況や森町を訪れる人の要望等を把握したうえで、研究をしていきたい。」と、このように答弁をされております。ちょっと調べてみましたら、自治体であっても何メートル空白地区というのがあって、ない地区であると工事費の助成等が、定額補助されると。工事費が、ざっくりですが280万円。それから、機械で140万円から160万円。こんな補助制度もあると伺っております。

そしてまた、先ほど新東名の上りで急速充電器があるというようにお話でしたけど、これはいつ設置されたのですかね。私もちょっと、これについては調べていなかったものですから。そこら辺のことを、三番目のところでお伺いをしたいと思います。

議長
町長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 三点目の急速充電器の整備についての再質問でございますが、こちらは一問目で答弁をさせていただいたとおりでございますが、今加藤議員がおっしゃったように、以前にも同様の質問をされていらっしゃるということで、おそらく今回の答弁は前回の答弁とさほど変わってはないかと思えます。それは、その期間特に急速充電器に対する需要が高まっていると私どもでは判断

をしておりませんので、従来どおりの答弁とさせていただいたところであります。設置について助成があるということですが、それを町が設置すべきものなのか。当然、設置すればその後の維持管理費もかかってくることでございます。そういったことも考えながら、その必要性と、また、掛かる費用のバランスとといいますか、そういったものも検討しながら、必要となればそういった助成を活用した設置、あるいは民間事業者による設置、合わせて検討してまいりたいと思っております。

それから、新東名高速道路遠州森町パーキングエリア上りに設置されている急速充電器がいつ設置されたかということについては、今手元に関する資料がございません。この場ではお答えできませんので、ご容赦いただきたいと思います。

議長
7番議員

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。
(加藤 久幸 君) 承知しました。これについては、新東名、確か以前はなかったような気がしたのですが。そこら辺のちょっと記憶があれですが。

そしてまた、先ほど最初の答弁の中で、拠点防災倉庫というお話がありました。これについては、以前は普通充電器だったと思うのですが、先ほど急速充電器というお話でしたけれども、これはいつ変えられたのか。それから、これについては開放の予定はないということでしたけれども、ぜひここら辺のことも、開放して皆さんが充電できるようなことで利用できたらと思っておりますが、そこら辺のことについて伺います。

議長
防災監

(中根 幸男 君) 小澤防災監。
(小澤 幸廣 君) 防災監です。ただいまの加藤議員のご質問にお答えします。拠点防災倉庫にある急速充電器のご質問でございます。以前は普通充電器ではなかったかということですが、拠点防災倉庫に太陽光発電の整備をしたときに、一緒に急速充電器を1台設置しているということでございます。これは急速充電器ということで間違いはないと思われま。それと、一般開放の件につい

てですが、現在先ほどの答弁でもありましたように、災害時にガソリンの供給が滞った際に救援者等に使用するものと、現在のところそのように考えております。中々一般開放ということについては、いろいろと課題もあると思います。そこの拠点防災倉庫を常に開放しなければいけないということで、管理上の問題もありますので、今のところは一般開放は考えていないということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 一般開放は考えられておられないということでございます。急速充電器に移行したというようなお話でしたけど、これ工事費というのはどのぐらいかかったんですか。関連で申し訳ありませんが。

議 長 (中根 幸男 君) 小澤防災監。

防 災 監 (小澤 幸廣 君) 防災監です。ただいまの加藤質問のご質問にお答えします。急速充電器の事業費はいくらかかったかというご質問でございますが、今手元に資料がございませんので、ちょっとお答えはできないところでございます。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) この拠点防災倉庫に設置をしております充電器でございますが、先ほど防災監が答弁しましたように、最初に普通充電器を設置して急速充電器に変更・更新したわけではなくて、最初から急速充電器を設置しております。ですので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 最初から急速充電器だったということで、私が見たときには普通のような気がしたものですから、ちょっとその質問もさせていただきましたが、最初から急速ということで、それについては承知いたしました。

全体を通して、ゼロカーボンシティの実現。それから、自然災害による停電時のEV活用。それから、充電器のインフラ整備という

こと。ゼロカーボンシティについては、今は具体的なことは話ではできないが、将来的には考えているというような解釈で宜しいかと思えます。そしてまた、自然災害による電気自動車の活用ということですが、これもやはり一般の民間企業との連携をした中で、そこら辺のことも町としても考えていただければと思います。そしてまた、町の急速充電器のインフラ整備ということですが、これについても必要であれば設置をする。川根本町なんかは、庁舎の前に充電設備、急速充電器があります。確か、私行った時にそれを確認しました。あんな小さい町で2台の急速充電器。あとは道の駅かなんかだと思ったのですが、道の駅も、何か国の補助対象になっていて、そこに設置するには補助が出していただけると、そんなことでございます。いずれにしても、全体を通して前向きに検討していただければと思います。答弁は結構でございます。以上で終わります。

議長 (中根幸男君) ここで、しばらく休憩をします。

(午前10時09分～午前10時16分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、吉筋恵治君。

登壇願います。

質問は一問一答方式です。

9番議員 (吉筋恵治君) 9番、吉筋恵治でございます。私は、通告に従い、「森町出身の書家 杭迫柏樹氏の「森町名誉町民」認定について」、町長の考えを伺いたく、質問をさせていただきます。

書家 杭迫柏樹氏は、昭和9年本町本町に生まれ、小学校、中学校、昭和28年森高等学校を経て、京都学芸大学卒業の後、書家で文化勲章者村上三島氏等に師事され、主に日展を舞台に活動されてこられました。賞歴・役職の一部を申し上げますと、1975年日本書芸院大賞、1982年・1988年日展特選、2008年日本芸術院賞、2012年京都市文化功労者顕彰、2014年紺綬褒章、2021年2月京都府文化特別功労賞、4月旭日小綬褒章。役職では、日本書芸院顧問、日本書道連盟顧問、全日本諸美術振興会顧問、日展理事、日中文化交流協

会常任委員、国際京都学協会常務理事など、日本書壇において、60年に渡り活躍をされてこられました。当町においても、役場庁舎をはじめ、文化会館、小國神社、遠江総合高等学校、町民憲章や、志賀重昂氏の「森町の賦」共鳴板揮毫など、様々な活動を通じ森町の文化教育向上において、多大な貢献をされてこられました。よって、森町としてこれまでの功績に対し顕彰をすべきと考え、質問をします。

一点目。杭迫柏樹氏を森町名誉町民として認定すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

二点目。杭迫柏樹氏の手元にある代表作品の一部又は複数点を、故郷森町に寄贈の考えがあると聞いておりますが、町としての対応をお伺いします。以上です。

議 長
町 長

(中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 吉筋議員の、「書家 杭迫柏樹氏の「森町名誉町民」認定について」のご質問にお答えいたします。

杭迫氏の経歴につきましては、議員ご案内のとおりでございますが、重複する部分もございますが改めてご紹介をさせていただきます。

杭迫氏は昭和9年に森町森で生まれ、現在86歳。森小学校、森中学校、周智高等学校を経て、京都学芸大学に進学、昭和32年に卒業されました。昭和37年、27歳の時に村上三島氏に師事し、同年の第5回日展で初入選。以後も入選等を重ね、平成17年には日展内閣総理大臣賞を受賞されております。

その他、平成20年には卓越した芸術作品の作成や芸術の進歩に貢献した者に対して授与される日本芸術院賞を受賞されるなど、数多くの賞を受賞されておりますが、直近の10年で申し上げますと、平成24年に京都市文化功労者顕彰を、平成25年に京都新聞大賞（文化学術部門）を、平成26年に紺綬褒章を、さらに本年に入ってから京都市文化賞特別功労賞、旭日小綬章を受賞されております。

また、杭迫氏は日展名誉特別会員で審査員も務められたほか、日

本書芸院名誉顧問、読売書法会顧問、全国書美術振興会顧問、全日本書道連盟顧問、興朋会会長、京都書作家協会顧問、現創会顧問、北斗会主宰なども歴任されており、書を通じて文化芸術分野の発展に大きな功績を残されております。

さらに、杭迫氏は故郷である本町におきましても、個展の開催や書の寄贈、講演などの活動をなされており、町の教育文化の発展にも多大なる貢献をされております。

一点目の「森町名誉町民として認定すべきと考えるがどうか」のご質問でございますが、先日、遠江総合高等学校同窓会長から、『杭迫氏の森町「名誉町民」の推薦について』の要望書が提出されたところでございます。

杭迫氏には、町といたしましても、作品の受贈の都度、感謝状を贈呈したり、森町表彰条例に基づき、合併50周年記念式典、60周年記念式典において善行表彰を授与するなど、杭迫氏への感謝の意を表しております。また、京都府文化賞特別功労賞や旭日小綬章を受賞された際には、その都度祝電をお送りし、祝意をお伝えしております。

議員ご質問の「名誉町民」につきましても、まず名誉町民について規定する条例の制定が必要であると考えており、条例に則って「名誉町民」という称号の贈呈になります。名誉市民、名誉町民の条例が整備されている自治体の条例の内容を見ますと、条例の目的あるいは趣旨として、「市民、町民が深く尊敬し、かつ、郷土の誇りとするものに対して、名誉市民、名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰する」といったことが定められています。

一方、森町が定める表彰条例におきましても、「町行政の進展に特に功績のあった者の表彰について定める」としており、表彰の種類は、功労表彰と善行表彰としております。前述しましたように、森町ではこれまで杭迫氏に森町表彰条例第2条に定める「町の公益のために多額の金品を寄附した者」に該当するとして、善行表彰を授与しております。他市町の名誉市民、名誉町民条例と森町表彰条

例を比較しますと、受賞者に対する待遇の規定等は同様の内容が盛り込まれておりますが、その目的において前者は「功績をたたえ顕彰すること」、後者は「功績のあった者の表彰について」と、異なっております。

杭迫氏のこれまでのご活躍やご厚意を踏まえ、今まで以上に町を挙げて顕彰し、杭迫氏の功績を広く町内外に知らせたいという気持ちがございますので、新たに条例を定めて「森町名誉町民」の称号をお贈りするのが良いのか、あるいは他にふさわしい方法があるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、二点目の「杭迫氏の手元にある、代表作品の一部又は複数点をふる里森町へ寄贈の考えがあると聞いておりますが、町としての対応を」について申し上げます。

まず、杭迫氏は、常々「ふる里への恩返しをさせていただきたいと思っているので、何なりとお申し付けください」とおっしゃられています。そのお気持ちは、町などへの作品の寄贈や、町からの作品製作依頼を快くお引き受けいただいていることから十分感じ取っております。最近では、町に対して平成23年度に「ええら森町」の額装、平成28年度には「遠州森町茗茶碑記」と「望郷篇」の卷子装。これは横長に表装し、軸に巻く仕立のものです。この作品を寄贈していただいております。また、平成28年度に「望郷篇」の額装、平成29年度に「遠州の小京都森町」の短冊、平成30年度には友好町締結50周年を記念して、北海道森町へ寄贈した「森八景」の額装作品の製作の依頼に対して快諾していただいております

静岡県に対しても、平成28年度に石川丈山の漢詩を作品にした「富士山」の額装を県庁東館の特別会議室へ、平成30年度に同じく「富士山」の額装を富士山静岡空港特別応接室へ、同時に柴野栗山の漢詩「富士山」の額装を同空港文化芸術回廊へ、令和3年度には漁業指導調査船「駿河丸」の船名板等々の寄贈をされております。

そのほか、町内を見渡せば、森川橋たもとの「森町之賦」の碑、役場玄関前の「町民顕彰」の碑をはじめ、祭りの幟や屋台の御簾、

町内商店の看板に至るまで、杭迫氏の書が用いられています。それらのことから、杭迫氏がふるさと森町や静岡県を大切に想われていることが判ります。

議員ご質問の「町としての対応は」でございますが、これまで私は、杭迫氏から直接「ふる里森町への作品の寄贈」というお考えを伺ってはおりませんので、今後そのようなお考えを伺ったときには、杭迫氏のお気持ちを尊重し、お応えできるようにしたいと思っております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

9番議員

(吉筋 恵治 君) 順を追っていきたいと思います。一点目の、名誉町民認定についての答えは、条例も今のところないということで、そういうことから始めていきたいということでございましたけれども、平成28年9月23日の議会の折りで、私は一般質問で、太田町長にこんな質問をさせていただいております。「杭迫氏も含めて、名誉町民等の検討委員会を立ち上げて、それにふさわしい顕彰を今後していったらいかがでしょうか。」というように申し上げました。そのときは名誉町民ということではなくて、そういった条例制定又は基準を作って、それに則って対応できるような委員会を立ち上げて作ったらいかがでしょうかと。そんな質問をさせていただいたところ、町長からは「その折り、その方向で検討をして参りたいと思います。」というようにいただいております。それから、5年が経っておりますものですから、今回私は、そういうものが実質どうなっているのか。はっきり確認はしてございませんが、それぞれの皆さんから、その中で特に遠江総合高等学校同窓会の皆さんからそんな提案がされて、それに十分値する功績であると。ぜひともこれからの森町の文化、教育の指針に資するべきであると。ぜひともそんな方向で議員検討してもらいたいというような依頼を受けていただいて、それで話し合った結果、同窓会としても町長に要望を提出しましょうということでした。5年前からの一つのその継続

として、ぜひ条例ができてからというよりも、すでにその方向で検討しよう。私も調べてみましたが、町民条例又は施行規則はあまり複雑ではない。比較的簡単な案文でございますので、そう時間がかからないのかなと思います。やはり、ここはできれば町長からリーダーシップを発揮して、「その方向で進める。」と言え、条例は担当課がしっかり検討して、速やかにできるのではないかと。町長が方向性をしっかりとこの場で示していただければ、もうすでに5年前からあるのかもしれませんが、よく分かりませんが。その辺りについて、もう一度ご答弁いただけるとありがたいと思います。

議 長

(中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) 吉筋議員からの、名誉町民の称号についての再質問でございます。以前にも、議会での一般質問をされておられます。その際には、先ほど議員からご発言のあったような答弁をさせていただいていると思います。今回改めて、遠江総合高校同窓会の皆さんから要望書をいただきました。合わせて、吉筋議員から一般質問をいただいております。先ほどの答弁の中で、杭迫氏に対して町をあげて顕彰し、そして杭迫氏の功績を、広く町内だけでなく町外まで広めたいと、そうすべきという気持ちは、私は持っております。ただ、その形が名誉町民という称号をお贈りするのがふさわしいのか。あるいは、他にふさわしい方法があるのか。そのことを考えさせていただきたいという答弁をさせていただきました。名誉町民の称号というのは、その方を顕彰する一つの方法であると思いますので、この名誉町民という称号をお贈りすることが、杭迫先生のその業績に対して、顕彰するのにふさわしいのかどうかということとはまた別かと思っております。真に杭迫先生の功績に対して、また、これまでの町に対するご功績、ご厚意に対して、どのような形で顕彰すべきかということ、それをまず第一に考えて参りたいと思っておりますし、その気持ちについては私も今現在も持っております。それが、条例を制定して名誉町民という称号を与えることであるならば、もちろんおっしゃるとおり条例を作ることはさほど難しいことでは

ありませんので、そのような方向で進ませていただきたいと思いますけども、もちろんこちらの我々も顕彰したいという気持ちもございますし、杭迫先生がこの名誉町民という称号をどのように受け取られるかということもあろうかと思えます。その点も踏まえて、検討させていただきたいと考えております。

議 長
9 番議員

(中根 幸男 君) 9 番、吉筋恵治君。
(吉筋 恵治 君) 今、二問目の再質問に対して、町長が「気持ちはある。そういう方向で、どのような形が良いか考えながら進めたい。」とおっしゃったことは、町長に読んでいただくと分かると思いますが、5年前の一般質問で私がした時に、ほとんど全く同じ答弁がもうされております。ですから、私が申し上げているのは、その後5年経過してしますので、その辺りは検討されて、答弁をいただけるものと思っておりました。少々、5年前にタイムスリップしたのかなって、ちょっと答弁を聞きながらそう思ったわけです。やはり、私はこの町の文化、そして教育の新たな指針を、太田町政で一つの形として出していただけると良いかなと思っております。それで、杭迫先生がどのように受けとられるかということについては、それは杭迫先生が思うことであって、町としてこういう称号を授与します、または登録しますということは、町の感謝を表す点においては、別に町が行なっても杭迫先生の感情とはあまり関係ないのかなと。町が町としてその意思を示せば、それで済む。そのことが今後の教育行政や文化の指針に大いに役に立つのであれば、何ら差し支えないと私は思うのです。ちょっと町長の答弁は、私がお聞きするところ、5年前と全くほとんど同じで、議事録を読んでいただければ分かると思えます。そこから進んでおられないというか、もう少し踏み込んだ答弁がいただけると、私はありがたいと思うのですが。その辺りについて、いかがお考えでしょう。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。
(太田 康雄 君) 吉筋議員の再質問でございますが、このことを通して教育の新たな指針を示してほしいというご意見でござい

ますが、中々大きな視点でこのことを捉えられているなというような感じを受けているところがございます。教育の新たな指針をこのことから示していくということになりますと、さらに大きな検討が必要であると考えております。

5年前の答弁となんら変わらないのではないかとということもございますけども、確かにこの5年の間には、名誉町民の条例を制定したかといえ、未だに制定はしておりませんので、進んでいないのではないかとご指摘は、確かにあろうかと思えます。この名誉町民の、他の市町の制定されている条例の内容を見ますと、確かに条例自体はさほど複雑なものでも、細かく規定しているものでもありません。それだけに、この条例を制定して名誉町民の称号を贈呈するとなると、町長が議会に諮って議会の同意を得て授与するということになるかと思えますが、どのような人物をどのような功績をもって、名誉町民として議会に推薦するのか。そういったところの、言ってみれば条例に現れないところの規定といえますか、内規といえますか。そういったところの選考が難しいのではないかと思えます。5年前にご質問いただいているということもございます。そして、この5年間の間にも、杭迫先生とはいろいろな形で作品の寄贈をいただいたり、また、こちらから作品の制作をお願いしたりというようなやり取りがございます。

そして、先ほども申し上げましたように、本年度は旭日小綬章を受賞されております。ですので、名誉町民の条例を作り、そしてどのような方にそれを贈るかということを考えるときに、やはりどのような基準を設けていくかということが問題になってこようかと思えます。

重ねての同様の答弁になりますけれども、顕彰するということにつきましても、いろいろな形があろうかと思えます。どのような形がふさわしいのか、もちろんこの名誉町民ということも考えながら、もう少し検討させていただきたいと思えます。

そして、授与される方の気持ちは、考えなくてもいいのではない

かということでございます。しかしながら、町としますと、公の形でそれを公表する前に、やはり内々にお話をさせていただく必要もあろうかと思っておりますので、その点は私はそう考えているということはお理解いただきたいと思います。

議 長
9 番議員

(中根 幸男 君) 9 番、吉筋恵治君。
(吉筋 恵治 君) 教育の指針、大変大きな視点で、さらに検討する範囲が広がるとおっしゃいましたが、教育の指針とか文化の指針というのは、これだからという一つや二つ三つではないと思います。大変広い、いろんな要素を重ね合わせて教育の指針、それから文化の指針というのは構築されるものと思います。ですので、この条例一つ、または名誉町民の一つがその教育の指針や文化の大黒柱というように考える必要は、私はないと思っております。その中の一つ、新たなひとつ、これをすることによって、その一つがさらに今までの教育や文化の指針に加わるという、構築された柱の一つやレンガのひとつになる。そういう考え方で良いのではないかと私は思います。

それから、町長が杭迫先生に今後もお会いして、そういう相手方のご意見も伺いながら方向性を見出したい、という今の答弁でしたけれども、実は議事録読んでいただくと分かると思いますが、5年前も町長は全く同じ発言をしっかりとしています。私も、町長になって間もなく、実は杭迫先生とあまり話をする機会がありませんでしたが、これからは多くなっていくだろうと。その中で、杭迫先生のご意見を伺いながら、出来る限り杭迫先生の考えに沿って、そういった顕彰のできる形を設けたいというような発言も、その時にされております。ですから、そこからほんの僅かというか、この一つを加えることが、全て町の文化や教育方針の構築になるとは、私は考えていないのです。その辺が、ちょっと私の考え方との答弁のズレがあっても当然かなと思います。できれば、そこでもう一度お聞きしたいのは、すでに顕彰基準等を作っていきたい、そういう方向で検討したいと、5年前に町長は答弁をされておりますので。ぜひと

議 長
町 長

も早いうちに条例なり基準を設けていただけないかと思うのですが。今ここで名誉町民のお答えを出せなくても、そういう方向を、今後の幅を含めて、そういうものを整備していただけるとありがたいと思いますが。その点についていかがでしょう。

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) まず、先ほど吉筋議員の再質問の中で、このことは教育の新たな指針になるということをおっしゃられたので、私は先ほどの答弁をしたものであります。森町としましては、私が町長に就任する以前から、遠州の小京都森町を標榜しておりますし、私も遠州の小京都森町を継承して、これをまちづくりの一つの指針としているところであります。この遠州の小京都森町について、今多くを語りませんが、そこには当然歴史・伝統・文化が含まれているわけでありまして、この杭迫先生のご功績、あるいは存在そのものが遠州の小京都を象徴していると考えておりますので、その新たな指針を設けるというよりも、現在ある町の方向性、まちづくりの指針に合っていると、そのように考えております。

そして、名誉町民の条例制定に向けて早くやってほしいということでございます。名誉町民の表彰条例を作ることはもちろん今すぐにでも取り掛かることはできますが、本日の一般質問の内容は、杭迫柏樹氏に対して森町名誉町民を授与すべきという内容でございましたので、それは条例の制定とは若干異なるかと思えます。条例の制定をすること自体は、どなたに授与することを想定して条例を作るかではなくて、いずれ該当する人があったならば、この名誉町民の称号を贈呈をするということで、あらかじめ条例を作っておくことは、もちろん可能なことでもありますので、条例を、ということであれば、そのように進めて参りたいと思います。

また、杭迫先生とこれまでいろいろな形でお交わりをさせていただく中で、先生のお気持ち。先ほども少し触れましたけれども、故郷森町に対して、何でもお役に立つことがあれば恩返しをさせていただきますから、なんなりとお申し付けくださいという、非常にあ

りがたい。そして、何と言いますか、ご自分の功績を気負わないで、非常に、言ってみれば腰を低くして申し出をいただいているところでもあります。そのことについては、大変ありがたく思っておりますし、その先生のお言葉に甘えるような形で作品の依頼もさせていただいているところです。ですので、そういった私の短い期間での数少ないお交わりの中でありますけれども、そのような中で、先生のお気持ちはこうではないかという察しもさせていただいてるところでございます。そういったことも踏まえて、本日の答弁をさせていただいております。ですので、条例の制定についてはもちろん難しいことではありませんので、制定に向けて動いていくことはできますけれども、誰に対して名誉町民の称号を贈るから、この条例を作るというものではないと考えております。その辺のどうすべきかということを考えながら、このことについて進めてまいりたいと思います。

議長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。
(吉筋 恵治 君) 私もいろいろ、町民条例、また、施行規則といったものを少しだけ調べてみましたけれども、こういう場合には、おおよそ将来を考えてこういう条例、施行規則を作るという自治体は、私はほとんどない。それに値する人がいて、そこからじゃあどうしようと、条例が必要だというようなことを検討されて、半年、一年以内にそういうものが作られていく。順序とすると、人物があって、それに必要な条例ができていく。条例は先に作ってあって人物が出てくるというのは、現実とは違う。ですから、そういう人物が仮にあれば、それに値するものを作っていけば、それで済むのかなと私は思いますが。ここでまた新たに聞くまでもなく、ぜひこの町の将来、そういったものを含めて、条例の制定又は構築を、ぜひ以前にもその方向で進めたいということをおっしゃっていられたので、この機会を通じて、ぜひその方向を町長に作っていただけるとよろしいというのが、私の感想。質問は一つ目にはございません。一つ目はそれで終わりとします。

二つ目の作品の寄贈に関しては、町長、この話は複数の方から杭迫先生から聞いておられる。特に、町長が顧問をされて、川勝知事が最高顧問、会長が小國神社の打田宮司さん、26名で理事会ができております佼成会、町長もその都度、会に出てこられますが、その折に複数の役員、または同窓会の役員がそんな話をお聞きしてましたものですから。ですから、今回は一般質問にあたって、数年、1年2年3年と過ぎておりますので、杭迫先生に改めて確認をしてから、質問しようかなと思っておりました。それで、杭迫先生と連絡を取らせていただきましたら、故郷の町の文化の向上に、自分のものが役に立つならいかようにも、というように言われておりました。これは、質問というよりもそんな意思があったということ、この一番目の質問に関連して、申し上げた。

一回目の町長のご答弁は、我々もそうですが、どの程度の作品がどのように手元にあって、というその内容が、私どもにも分かっておりませんので、町長の答えも当然そのぐらいの答弁にしかかなりえないだろうということにはございます。ただ、やはりこれから、まだお元気なうちに佼成会でも、それから同窓会でも、町長は特に何度もお会いする機会がありますので、その道すがらその答えが見えてくることあるのかな。そういう中で見いだしていければいいのかなと私も思います。一回目の町長の答弁は、それで私は今の段階では了解だと思っておりますので、それだけ申し上げて、私の一般質問は終わります。以上です。

議 長 (中根幸男君) ここで、しばらく休憩をします。

(午前10時53分 ~ 午前11時05分 休憩)

議 長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3番、佐藤明孝君。

登壇願います。

質問は混合方式です。

3番議員 (佐藤明孝君) それでは、今から二問質問をさせていただきます。まず、一問目でございます。「森町南部地域、園田・飯田

地区を重点にした犯罪並びに交通事故防止活動の取り組みについて」、まず、町長に伺いたいと思います。質問内容です。令和3年3月31日をもって、園田駐在所並びに飯田駐在所及び三倉駐在所が廃止され、2か月が既に経過しました。その間、災害にも、町内駐在所管内における重大な事件・事故等は発生を見ておりません。袋井警察署としては、駐在所が廃止されたことに鑑み、住民の不安解消のため、警察諸活動に関し、姿を見せる活動に重点を置き、取り組んでいるとのこと。さらに、交通事故防止活動においても、警察官の姿を見せることで事故防止に繋がることから、街頭活動を強化・推進しているとのこと。袋井警察署の警察諸活動に対し、森町として事件・事故抑止等活動について、どのような姿勢並びにどのような方法で取り組む考えがあるかを伺います。

二点目です。「被害者救済等支援条例の策定について」。質問内容。平成27年4月1日、静岡県犯罪被害者支援条例が制定、施行されております。また、これに先立ち、各市町の担当者に対し、条例の概要説明会も開催されています。条例の概要は、目的や基本理念の他に、条例を制定する側の責務並びに享受する側の県民の責務等が述べられています。本条例に関して近隣市を見ますと、磐田市は令和3年3月23日に制定され、掛川市に至りましては制定されておられません。今現在市長から提言する方向で調整をされているということでした。我が森町においては、掛川市同様策定されていない現状ですが、事件・事故等に縁がない森町でございますけれども、昨今の事件・事故の発生を推察するに、どんな静かな町や市でも、発生するリスクはあるものと考えます。従って、犯罪被害者を心情面でも経済面でも支援するという必要性は、存在するものと考えます。以上、条例の策定について、当局の考え方を伺います。質問は以上です。

議長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「森町南部地域を重点にした犯罪並びに交通事故等防止

活動の取り組みについて」申し上げます。

まず、「犯罪防止活動について」申し上げます。現在、町としましては、警察署の犯罪防止活動に対して、協力並びに支援を行っているところでございます。具体的には、詐欺電話などに対する注意喚起について、町の同報無線や町内回覧、ちゃっとメール等を通じて町民への周知をしております。また、袋井警察署が主催する袋井警察署協議会の委員として、警察活動の報告を受け、意見交換や情報収集に努めているところであります。

警察署との連携のほかに、町の防犯対策事業としましては、町内会が行う防犯灯設置事業に対し、補助金を交付しております。昨年度は94件、190万5千円の補助金申請がありました。申請は全てがLED防犯灯への付替え、あるいは新設であり、新設は34件ございました。この事業により、町内にはLED防犯灯が年々増加しており、昨年度末で、町内1,461箇所には防犯灯が設置され、犯罪防止に役立っていると考えます。

また、学校では、登下校中の防犯対策として、平成30年に関係省庁で作成された「登下校防犯プラン」に基づき、各小学校における防犯対応の必要な場所の確認を行いました。その結果、直ちに防犯対応を行う必要がある場所はないが、警察等からの不審者情報等があった場合、警察、教育委員会、学校間で情報を共有し迅速な対応を図ることや、児童への防犯意識を高めるため防犯教室を行う等、防犯に向けての取り組みについて確認を行ったところであります。

本年3月31日で、三倉・園田・飯田の各駐在所が廃止されましたが、森町南部地域に限らず、町内全域における犯罪防止活動は、町として、警察署への協力・支援の立場は変わりませんので、今後も警察との更なる連携の強化に努め、犯罪のないまちづくりに努めてまいりたいと考えます。

次に、「交通事故防止活動について」申し上げます。町の交通安全の推進に関しましては、規則に基づく組織として「森町交通安全対策委員会」を設置しております。この組織は、町議会の代表や袋

井警察署をはじめ、交通安全協会森地区支部、袋井地区安全運転管理協会など交通安全に関する各関係機関の代表者、さらに町立小中学校等の教育関係者、地域の女性、シニアクラブの代表や町、県の道路管理者等で構成されており、例年2月頃、交通安全施策に関する当該年度の事業実施状況の報告や、翌年度の事業計画の審議等を行っております。委員会による活動施策は、県交通安全対策協議会より示される年間スローガンや町独自の年間スローガンに基づき計画されますが、恒例となっている主な活動内容の一つが、年4回、春・夏・秋・年末の交通安全運動です。季節毎の運動では、新入生が通学を始める春の入学シーズン、二輪車の交通量が増える夏、日の入りが早まる秋、忘年会等でお酒を飲む機会が増える年末年始など、それぞれの時期でテーマを設け、重点的な活動を実施しております。運動初日には、議員の皆さまをはじめ、各関係機関や団体、企業のご協力をいただいて町内各地区でインターバル作戦という主要沿線でのPR活動を行うほか、通学路での街頭指導、巡回広報など実施しております。

また、通年で高齢者の交通安全対策として、シニアクラブを対象とした交通安全教室や、運転免許証自主返納者への交付手数料の助成等を実施しているほか、幼稚園児から高校生までもを対象とした若年層へは、交通安全意識啓発として、交通安全教室、自転車交通事故防止キャンペーン、交通安全思想の普及を図る啓発品の提供などが毎年実施されております。今年5月には、県立遠江総合高校が袋井警察署より自転車マナーアップモデル校に指定され、プロのスタントマンを招いた実演による交通安全教室なども開催されております。

これら年間を通して、森町南部地域に限らず町内全域を対象として実施される各種の交通事故防止を目的とした活動において、袋井警察署並びに森分庁舎や管内駐在所の警察官や袋井警察署に在籍する県交通安全指導員は、活動の主軸であり、町の交通安全施策を進めるうえで、その協力は欠かせないものであります。警察をはじめ

関係各機関、各団体による事故防止活動や、これによる町民全体の意識の高さから、議員ご案内のとおり、当町の事故件数等は低い数で推移しております。近年の当町の年間事故件数をかえりみますと、平成15年から平成21年にかけて事故件数は100件を超え、多い時期では130件近い年もありました。これに対し、直近の4年間は100件を下回っており、令和元年には、町の記録に残っている昭和56年以降、事故件数・負傷者数が共に最小となる事故件数46件、負傷者数55名という結果を記録しております。

また、死亡事故については、平成30年6月23日に問詰地内で発生した単独事故を最後に、令和3年3月20日午前0時をもって、町内における交通死亡事故ゼロ連続1,000日を達成し、今年4月に県より交通安全優良市町として名誉ある表彰をいただいたところであります。

昨今は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送らざるを得ない活動もございますが、実施する活動内容の工夫により実現可能な方法を模索する中で、警察署等の関係機関のお知恵とお力をお借りしながら、今後も事故件数の少ない状況を維持し、悲惨な交通事故の無い安心安全な町の実現に向け、交通安全に対する取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、「被害者救済等支援条例の策定について」申し上げます。町の犯罪被害者支援につきましては、総務課に「犯罪被害者等支援総合案内窓口」の案内表示板を設置し、対応しております。具体的には、犯罪被害者等からの相談に応じ、相談内容によって、県及び町の各関係機関を紹介し、支援することとしております。

また、袋井警察署において、署長以下警察署関係課長、袋井市・森町の担当課長、中東遠総合医療センター・公立森町病院の医事課長等を構成員とした、「袋井警察署犯罪被害者支援連絡協議会」を組織し、被害者救済における事例検討や情報交換などを行っているところであります。

議員ご質問の「犯罪被害者等支援条例」の制定でございますが、

この条例は犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としたものであり、県内では、本年4月現在、県下35市町中8市町が条例を制定しております。

幸い、森町では大きな事件、事故等もなく犯罪被害者からの相談もない状況でございます。しかしながら、事件、事故が発生した場合には、被害者が抱える問題は、心理的な問題や経済的な問題など多岐にわたり、また、問題解決が長期間にわたることも考えられます。犯罪被害者に寄り添うためには、条例の制定は有用と考えるので、今後、近隣市町及び県下の状況を見ながら、検討してまいりたいと思います。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
3番議員

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。
(佐藤 明孝 君) ただいまの答弁、非常に取り組んでおられて大変ありがたいと思います。お話を聞いておりますと、やはり警察署、関係各部署等こういったところとの連携は確かになされていると思います。しかしながら、個々の防犯的な活動という観点から見ますと、いわゆる面と捉えた防犯的な活動。つまり、町民の皆さまお一人お一人に対しての防犯意識の向上。こういった面に関しての取り組みというところが、若干欠けているようにも思われます。警察等関係部署は、確かにそれが仕事としてやっておりますから一生懸命取り組んでおられると思いますけれども、その取り込んでいる状況を、町民個々にお知らせ願いたい。こういうところから、さらに防犯意識等の向上につながるということも考えられますので、個人に、町民個々に対する対策的なものはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。
(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの佐藤議員のご質

問にお答えをします。町民個々に対する啓発等ということでのご質問かと思いますが、これにつきましては、先ほど町長からの答弁にもございましたように、広報とか回覧、ちょっとメールとかといったところの媒体を使いまして、周知をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長
3 番議員

(中根 幸男 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 防犯的なものとしては、確かに回覧物、同報無線等の広報等、非常に効果はそれなりにはあると考えます。しかしながら、やはり個々の活動的なものを今少し強化しないと、前回6月5日早朝に関しまして、谷中地区内においてトウモロコシ等の大量盗難事件も発生しております。こういったところは、例えば鈴木農園さんに取り付けられている防犯カメラ。これに、発生時間の接着したところで写っている車、これを袋井署へデータを提出。そこから犯罪捜査にあたるということも伺っております。つまり、防犯的なカメラというものも、確かに大切なものではないかと考えます。いわゆる、言い方を変えると、個人の情報とかなんだかんだかということも、いろいろ取り沙汰されると思いますけれども、やはり防犯意識ということ、防犯のためにということから鑑みれば、防犯カメラ等の設置。これらも有効ではないのかなと、このようにも思われます。ただし、ここにつきましては、先ほど町長からの答弁もありました、犯罪の発生件数も非常に少ないということでございます。しかしながら、現実には時期になれば、いろんなところからいろんな方が森町へ入ってきます。交互交通等で通過する場合もあると思います。実際に、新東名のパーキングエリア、スマートインター等いろいろございます。そういったことから見ると、やはりいくら静かな森町においても、いついかなる事件が発生するかということは、ちょっと考えなければならないことだと思います。従って、町民の安心・安全な暮らしを守る、というこういった意味合いからすれば、やはりそれにとって代わるべき防犯対策というものを、今少し突っ込んで行なっていただければという、こういう考え

です。

例えばの話、今話したように防犯カメラ等を設置する、または個々に対する周知を今少し徹底する。例えば、各町内会等の会合等に担当者が出向いて、いろんな説明をしていただく。そういった類のことも、ちょっと考えていただければと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをします。この防犯カメラにつきましては、点での整備というようなことで考えております。今問題になっている犯罪とは少々違いますけども、通学路の防犯カメラというような観点からの対応というようなところで検討したことはございますけども、今佐藤議員がおっしゃられる内容につきましては、そういったところの犯罪全般というようなことでの防犯カメラの設置ということの質問かと思っております。この防犯カメラについては、いろいろな弊害といえますか。まずは、防犯カメラを設置するにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたけども、プライバシーの保護に配慮しないといけないというようなところで、県からも、この防犯カメラの設置については、「プライバシー保護に配慮した防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」が示されております。防犯カメラの設置・運営にあたって配慮すべきことや、運用規程の作成について指針が定められているところでございます。この防犯カメラ設置にあたっては、撮影方法や撮影範囲等について、警察から指導があるというようなことでございますので、この辺り、先ほど来進めさせていただいておりますけども、面をカバーするということについては、非常に難しいところがあるのかなと。あくまでも、点での撮影というようなところになると思いますので、その辺りは、個人の方が防犯カメラの設置というのは、中々難しいところがあるのかなと思っております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) ただいまの総務課長のお話、非常になるほどというところもございました。しかし、防犯的な考え方からしますと、面の防犯、点の防犯、いろいろ考えられます。点と言うと、まさにすごく狭い範囲になります。面は、かなり広い範囲です。私が思うには、水際作戦ではございませんけれども、町民の皆さんに防犯的な意識をさらに植え付けるということによって、それぞれ町民の皆さん個々が、防犯意識に対しての考え方を持っていたくと、まさにどこから森町に入るにしても、町民の方が、「あれ、見かけない車だな。」とか、そういったところをまた考えるに至る、こういう形になるのではないのかなど。そうすることによって、町全体の防犯的な意識が向上する。そういったところで、これからは町民の個々に対する防犯的な意識の向上の方策的なものを当局側で考えていただければと、このように思います。犯罪等の対策等、警戒活動等については、以上をもって質問を終わりたいと思います。

引き続きまして、交通事故の関係でございます。先ほど、中学校もそうですが、高校に対して、自転車通学云々の交通安全教室等が開催されたといったところでございます。よく考えてみますと、小学校にしる中学校にしる、登校するに際しては、それなりに皆さんルールをしっかりと守っております。登校するに際しては、スクールガード、こういった方もいろんなところへ立っておられて、声かけもしております。しかし、下校時はどうしても気が緩むというのか、小学生にしても中学生にしても、いろんな形で下校されております。特に、私がいつも目にして、あれって思うのは、中学生の自転車による下校風景でございます。自転車は乗って走行するときには、道路の左側を走らなければいけないという道路交通法のルールがございます。しかしながら、帰る時には、皆さん意外と平気で右側通行されている。中には、歩道を通行している自転車と並列して、車道の右側を話しながら走っている。こういった姿も、よく見ております。従って、こういったところのいわゆる下校時における安全教育というところも、今少し強力に進めていただければ良いのでは

ないのかなと、このように感じます。

交通事故の発生の時間帯を見てみますと、やはり薄暮の時間帯というのが、やっぱりどこの地域におかれても発生を見ております。まさに、小中学生が下校する時間に値する。まあ、それよりちょっと早いかもしれませんが。いわゆる接着する時間帯になると思いますから。学校教育等に関して、よければ今度は下校時の自転車通学の事故防止等について、今一つ規則的なものをしっかりとご教授願えればと。このような考えですが、当局側はその点についてはどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 比奈地教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 教育長でございます。ご指摘ありがとうございます。子ども達の安心安全を確保するためという部分では、与えられた、要するに例えば自転車教室をやればそれでよしという部分ではありません。そういう部分はあれですし、現に佐藤議員のように直に子ども達の様子を見ているというところは、一番強いのではないかなと思います。私の今の立場では、小学校については3年生の自転車教室、また、低学年の交通教室等については、年間の中で講師を交えて計画的にやっているというのは把握しておりますけれども、中学についての自転車教室云々についての把握は、申し訳ないですがしていません。ただし、生徒指導的な配慮という部分では、中学校における交通事故という部分では、自転車によるものが圧倒的に多いものですから、そういう面では、その都度特別活動、またはそれぞれの道徳の授業等に使う中で、自転車の安全な乗り方という部分についての啓発は縷々行っていると把握しております。ですので、先ほど言いましたように、警察の、前回もいじめ対策等の会議がありまして、見える化の中で、その都度気が付いた時には指導していただいているというような声もいただいているものですから、警察の皆さまに更なるご迷惑をかけないように、学校現場等への働きかけを、教育委員会としてもまた徹底して行なっていきたいと思っております。

議 長
3 番議員

(中根幸男 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) ただいまの教育長のお答え、非常に良いと思います。ここで、ちょっとした事例を申し上げたいと思います。私、前職において小学校、中学校、高校と何箇所も、浜松市内ばかりですが、交通安全教室というものに行っております。教室そのものが開催されるときには、小学生、中学生、高校生もみんなやっぱり真剣に聞いていらっしゃいます。しかし、まさに一過性のものです。聞く時はしっかりと聞いているのですが、そこからちょっと離れてしまいますと、やはり気が緩むというのか、ちょっとそのような形になると思いますから、それらのフォローを、やはり学校側に対して強力に推し進めていただきたい。やっぱり交通事故防止のために。自転車の事故というのは、自分を守ってくれるものはヘルメットを被っている以外、何もありません。自分の身がむき出しでございいますから、必ず怪我をしてしまいますから。自転車に対しての登下校、本当に先生方から、また、ご父兄から注意を促すような機会を設けていただければと思います。事故については、以上で質問を終わりたいと思います。

続きまして、条例に関して質問させていただきます。確かに、森町は非常にこの犯罪被害者支援条例というものに該当するような犯罪は、確かに発生は見えていないと思います。私もちょっと調べましたところによると、平成元年5月1日から令和3年4月30日までの間において、いわゆる犯罪被害者の支援的な申請というのは0件ということでございました。犯罪被害者の支援の直接申請を受けるのは、県の公安委員会でございます。その申請の窓口が、各警察署、森で言うと森の分庁舎、ここで受理していると思いますけれども、やはりそこが0件だったということになります。従って、0件だったらいけないかということではなくて、やはり今は、益々この世の中どのように転ぶか分からないような状況でございいます。従って、先ほど町長からの答弁ありましたように、犯罪被害者を心情面でも経済面でも、アフターケアの徹底のために、ぜひこの条例の策

定というのは考えていただきたいということでございます。県下で35の中で、8しか今できていないというお話だったのですが、やはり森町も小さな町ではございますけれども、何かあってから慌てて作るのでは大変だと思います。従って、犯罪のない今の状態の時に作っていただければ、スムーズに動くのではないかと、このようにも考えます。従って、この条例の策定というのは、本当に一歩踏み込んだ考え方で取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。
(村松 成弘 君) ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをします。先ほどの町長の答弁にもございましたように、犯罪被害者支援の関係につきましては、条例の制定は今のところではございませんけれども、万が一そういったところの相談があった場合には、総務課が総合的窓口として、各関係する部署に対して支援の依頼をしていくということになっております。ですので、全然条例がないから支援をしていないということではなくて、それぞれ担当課役割分担がございまして、被害にあった際には、それぞれの内容で各関係する機関に支援を依頼していくというようなところで、対応を考えているところでございます。相談する業務が多岐にわたるものですから、そういったところで対応、窓口を紹介することによって、やっているところでございます。

条例の制定につきましては、先ほど県下で8市町というようなところで制定がなされております。この条例制定も、8市町中5つの市町が令和2年、3年というようなところで、制定をし始めているところでございます。従いまして、この辺りで近隣の状況又は県内の状況も参考にさせていただきながら、条例の内容等、こういった内容を盛り込むべきものかどうかというようなところを検討しながら、そういうところを参考にして、条例制定についての検討をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐藤明孝君) ただいまの総務課長の答弁、非常にありがたく感じました。前向きに検討をしていただけるという内容でございます。しかしながら、今もそういった窓口は設けているということでございますけれども、例えば該当するような犯罪を認知する方法というのは、どんな形を今現在取っておられるでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをします。認知の方法でございますけれども、基本的には該当される方からの相談が主な方法かと思っております。また、直接警察に相談される方もいらっしゃると思っておりますので、そういったところについては、警察署からそれぞれの担当課に問い合わせがあるというようなことで、認識をしております。以上です。

議長 (中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐藤明孝君) ただいまの総務課長の答弁でございます。基本は該当者からの届出を待つという、こういう言葉でございました。しかしながら、この種の犯罪というのは、中々自らが申し出るというところが難しい面もあると思っております。従って、先ほど来出ております、各担当する分野の方が、例えばいろんな形で、どんな形でも情報が認知等ができるか、ということをしつかりと考えていただければと思います。例えば、毎月町民生活センターで行われております人権相談とか、行政相談、こういった席にも相談者が来た場合には、場合によってはそういった話が出る可能性もございます。従って、そういったときに、そこへ相談業務として携わる職員の方に、もしもこういった内容があったならばこちらへ連絡を、というところで、お話等横の連絡をしつかりといただければ、スムーズな認知も出来るのじゃないのかと、このようにも考えます。従って、本人からの届け出だけを待つということではなくて、それ以外にもどんな内容があるのか。例えば認知の方法については、どんな取り組み方があるか、というようなところも考えていただければと

思います。しかしながら、この種の犯罪、本人のやはり大事なところもございしますので、認知するについては、やはりそれなりの考え方なり考慮を持ってやっていただかないといけない部分も沢山出てくると思います。まずは、認知の方法については、本人の届出以外にもいろんな諸活動を通じて、認知に取り組んでいただくというところも考えていただければと思います。それでは、以上をもって私の質問を終了したいと思います。

議長 (中根 幸男 君) ここで、しばらく休憩をします。

(午前11時46分 ~ 午前11時50分 休憩)

議長 (中根 幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、岡戸章夫君。

登壇願います。

質問は混合方式です。

6番議員 (岡戸 章夫 君) 6番、岡戸章夫です。私は通告のとおり、「新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種状況について」、二問、町長にお伺いします。

まず、森町では4月25日よりワクチン接種が開始されました。受付の開始は県下で最も早く、町民も順調なスタートを切れたと感じており、当初は良かったねと好意的に見ておりましたが、その後、実際に運用が開始されると、予約については何回かけても電話が通じない。やっと繋がったと思ったら、もう予約が満杯だった。ライン予約も、スマホの扱いに慣れていない高齢者にとってはハードルが高く、自分ではできない人も多く、家族・親戚や知人にやってもらったなどの声が多く聞かれました。

初めての試みであることから、大変なミッションであることは理解できますが、今後のスムーズな運用に向け、これまでの運用について、検証を含め、経過説明をお願いします。

また、政府は1月末までに65歳以上の高齢者の接種を完了させると言っておりますので、森町での見通しについてもお願いします。

次に、このワクチン接種に関しては、町内回覧のほか、森町のホ

ホームページ上でも手続き等に関する内容が掲載されています。また、森町ちやっとメールやライン登録者にも案内等が配信されていますが、町民としては、現在の進行状況や今後の予定などが見えにくいことで不安や不満として現れていると思われまます。現場の方々は一生涯懸命対応されておられると思いますが、情報発信に関しては少し残念な気がします。時系列やグラフなども活用し、進行状況の全体像が見える化させることで、町民は安心するのではないかと考えまます。そこで、最新の状況をワクチン接種特設サイトのようなコーナーとしてホームページ上に設け、誰にも分かりやすい情報発信を心がけたらどうか、伺います。以上、二件について回答をお願いします。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「新型コロナウイルスワクチン接種の状況について」、申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種の経過でございますが、町では、本年度中に65歳に到達する人を含む高齢者6,507人に対して、4月上旬に接種券を送付し、集団接種の4月及び5月分の1回目およそ900回分の接種予約の受付を、4月15日から森町公式ライン及び新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターで開始しました。4月及び5月実施分はワクチン供給量が少なかったため、十分な予約枠を確保できず、予約開始当日昼過ぎには定員満了により予約が終了いたしました。住民の方々からは、「電話が繋がらない。」というご意見を多くいただきました。そのため、集団接種の6月及び7月分は、必要なワクチン量を確保できる状況を確認して、1回目およそ4,000回分の接種予約を5月1日土曜日から開始しました。予約を開始するにあたり、専用コールセンターの電話回線を4回線から6回線に増設するとともに、予約以外の電話受付を停止する対応としました。その結果、1人の予約に4分かかっていたところを2分に短縮できたことにより、電話による予約が1時間あたり60件から180件

に増加し、4月15日の予約状況から大幅に改善が図られました。さらに、電話による混雑解消のために森町公式ラインによる予約を勧め、ライン予約操作ガイドを作成して保健福祉課窓口で配布及び操作説明をするとともに、スマートフォンの予約操作が難しい方には、スマートフォンを使ったライン予約支援を開催し、120人程度の方々の予約支援を実施しました。5月1日土曜日から開始した6月及び7月分の予約につきましては、5月10日午後定員満了により予約終了となりました。また、8月分の集団接種の1回目およそ3,200回分の接種予約を7月1日から始めますが、森町公式ライン及び電話による接種予約が難しい高齢者を対象に、保健福祉課窓口において対面予約を実施するよう計画しております。

ワクチンの集団接種につきましては、4月25日から開始し、6月19日までに9回、森町保健福祉センター、森町総合体育館、一宮総合センター、園田総合センター、飯田小学校体育館、旧天方小学校体育館を会場に接種を行い、1回目接種者が2,385人でおよそ37パーセント。2回目接種完了者が931人で、およそ14パーセントとなっております。お住まいの近くで接種できるよう、住民の方たちの利便性を考慮し接種会場を設定しておりますので、6会場と多くなっております。今後は、旧三倉小学校体育館での接種も計画しております。

4月25日の初回接種は森町保健福祉センターで実施し、接種済証交付や2回目の接種予約での滞り、接種場所から副反応観察場所までの距離が長いこと、さらに被接種者がスタッフの死角になる場所があるといった課題が挙がっておりました。接種済証交付の滞りについては、作業内容の見直しやスタッフの増員で対応。2回目の接種予約での滞りについては、1回目の接種から3週間後の同一時間に予約するよう予約方法を変更し、対応いたしました。接種場所から副反応観察場所までの距離が長いことと被接種者がスタッフの死角になる場所があるとの課題につきましては、会場をコンパクトに変更し、移動距離を短く、死角を無くす工夫をいたしました。しか

し、多くの会場を利用する関係上、集団接種の会場レイアウトは会場毎に変更せざるをえないために、毎週公立森町病院と保健福祉課で協議し、会場レイアウト等を決定しております。接種当日は、午前と午後で従事者がかわるため、接種開始前後に従事者全員でミーティングを実施し情報共有と課題抽出を行い、改善を図ることによって、次回に活かすこととしております。

現在まで9回の集団接種を実施しましたが、大きな問題もなく概ね順調に実施できていると考えております。7月は、1日に1,000人を超える集団接種を予定し、8月以降は接種会場を旧泉陽中学校体育館に固定するよう計画しておりますので、公立森町病院と保健福祉課で十分協議し、スムーズに集団接種を実施していきたいと考えております。

ワクチン接種を希望する高齢者が7月末までに2回の接種を完了できるかの見通しでございますが、今月21日現在の予約状況から、町内集団接種で4,827人、県が掛川市内で実施する集団接種で179人が接種を完了できると見込んでおり、高齢者6,507人のおよそ77パーセントとなります。また、集団接種以外でも接種が完了した医療従事者、高齢者施設入所者や個別接種者を含めると、およそ80パーセントの高齢者への接種となり、希望する高齢者が7月末までに2回接種を完了できると考えております。

次に、「ワクチン接種に関する特設サイト開設を」について申し上げます。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種の取り組みは、国及び県からの指示に基づいて実施をしております。しかし、国のワクチン確保が予定より遅れ、2月接種開始の医療従事者や、3月接種開始の高齢者のワクチン接種が大きく遅れるとともに、接種の順番も医療従事者より高齢者が先に接種する状況も発生しました。本町では、公立森町病院を除く医療従事者及び高齢者への接種を4月25日から開始しましたが、多くの市町で接種が開始される前の4月30日の時点で、国から高齢者の接種を前倒しして、希望する高齢者

に対し7月末までに2回接種するよう通知が発出されております。

また、6月21日から職域接種を開始するとの情報などはテレビ、新聞やネットニュースから情報を取得することも多いのが現状で、今後の接種予定につきましても、国の方針が日々変化していることから、見通しがつきにくい状況にあります。また、本町で実施しています集団接種の状況は把握できますが、町外での個別接種や高齢者施設入所者への接種などは、現状把握が難しい状況にあります。今後は職域接種も開始され、さらに状況把握が難しくなることが予想されます。

「ワクチン接種に関する特設サイトの開設を」とのことですが、町といたしましては、町民の方たちの混乱を避けるため、正確な情報を提供したいと考えております。そのため、町で把握している直近の情報しか提示できない状況にあります。今後も提供する情報の内容によって伝達手段を選び、多くの町民に広報すべき計画的に進めている内容は、各戸配布を含む回覧、広報もりまちを利用し、対象者が限定された内容や緊急的な内容は、同報無線、町公式ホームページ、ラインやちゃっとメールを利用し、判りやすく正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長 (中根幸男君) ここで、しばらく休憩をします。

(午後 0時03分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。午前中の町長の答弁から、大体全体像、大まかなところをお聞かせいただきました。まだ若干細かいところで教えていただきたいことがありますので、引き続き一つ一つ質問させていただきたいと思います。

まず、このワクチンの入荷ですけれども、中々思うように入荷されていないということがありました。今までの入荷日と数量をもう一度、先ほども数量は説明ありましたが、教えていただけますか。

同時に、6月19日まで接種が各会場で行われてきていますが、各会場の接種人数。これも一つずつ4月25日から教えていただきたいと思います。

議長
保健福祉
課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。ワクチンの入荷でありますけども、初日につきましては4月下旬に130人分が入荷されました。そこからスタートをし、入荷をしてきてあります。現在のところ、およそ1万3,000回分ぐらいが、入荷をしてございます。それ以上の詳細につきましては、確認をしないと分からない状況でございます。

それから、各回の接種の数ということでございます。4月25日が、125人。5月8日が、238人。5月16日が、442人。5月22日が、239人。5月29日が、251人。6月5日が、539人。6月12日が、803人。6月13日が、248人。6月19日が、431人。合わせまして、3,316人でございます。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 今ワクチンの入荷日と数量ということでお聞きしたのは、それがこの接種日にどう引き当てていったのかというのをちょっと知りたかったものですから、伺わせていただきました。また、後日資料みたいな形で教えていただければ、それは結構でございます。何故引き当てたいかというのは、ワクチンが入ってきて、常にどんどん接種して捌けていけば、それは非常に良いことだと思います。けれども、ワクチンがある程度在庫で抱えて、実際の接種に何らかの、例えばワクチン以外の要因という、例えば実際に接種する医師とかスタッフとか、会場のキャパとか、そういった要因で、入ってきたワクチンの捌け具合が遅いのかなど。それをちょっと比較したかったのです、聞いてみたのです。先ほどの町長の答弁では、どちらかと言うと入ってくるのを待っている状態であったというようなニュアンスだったので、そこら辺のところの要因というのは、町民からするとどうしても早く打ちたいというところ

があって、自分のところに予約が受けれないと、どうしても不満が募るのですけれども。そういったところの関係をちょっと見たかったので、もう一度お伺いします。ワクチンが入ってきた分は、どんどん接種に向けられているという認識でよろしいでしょうか。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。
(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。ワクチンの入荷が思うように入らなかったというのは、4月・5月の状況の話でございます。私が先ほど言った接種の数につきましては、4月25日については、ワクチンが130しか入っていなかったために、130人を予約に入れて接種をした結果、キャンセルがあって125人という人数でございます。それから、その後の日につきましても、各地域で接種をさせていただいております。一宮総合センターとか、園田の総合センターというものは、非常に施設が小さくてございます。そこの中で大きな接種数をやるというのは、非常にリスクが高く事故につながりますので、会場によって、予約の人数も変えさせていただいております。何故地域に回っていくかという話になりますと、お住まいの地域で、できるだけ近くで接種をしてあげたいというようなことがありまして、各地域で接種させていただいておりますので、先ほど私が発言をした一回ごとの人数が、少ない時で125人、多い時で803人ということでブレがあるのは、会場の大きさによって接種の人数を変えているということであって、ワクチンの数が少ないから接種人数が少ないというものではございません。高齢者の接種につきましては、もう既に十分なワクチンを確保できてございます。

それから、電話による問い合わせ等々では、ワクチンがないのに予約枠を受け付けるのはどういうことだというようなことも、住民から多く寄せられておりましたので、予約枠も取りながら、ワクチンもできるだけ高齢者に全員分確保したいということで、努力をして確保しているというような状況でございます。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) そう言って説明いただくと、非常に納得出来ることだと思います。ただ、この予約が取れた人にとっても、100パーセントそれでオッケーなので問題はないと思うのですが、結局予約の取れない人は、何でだという話にいつもなります。それは致し方ないことだと思うのですが、そういったところに、若干不満というか問い合わせとかあったんだろうかなと思っております。

あとは、実際に接種する医師、それからスタッフについても、今のところ人的に問題ないということによろしいでしょうか。

議長 (中根幸夫君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 集団接種につきましては、森町病院と協議をしながら、接種日、接種人数、いろいろ決めさせていただいております。集団接種については、森町病院以外でも、開業医の皆様に参加いただいて接種をしてきております。ただ、今後引き続き集団接種が続いていきます。それから、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、7月は千人を超える接種日が何日も用意をされているという中で、現在は特に不足をしているということはございませんけれども、今後、医療従事者が不足しないように森町病院と協力しながら、不足が発生した場合には、医療従事者を病院で確保していただきながら、接種をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸夫君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) ワクチンについて戻って申し訳ないですけど、ワクチンというのはあくまでも、県からこの数を、と配給されるものなのか。ある程度森町から何千くらいお願いしますというような、そういった流れなのか。ここについて、少し教えてください。

議長 (中根幸夫君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) ワクチンにつきましては、当初非常にワクチンが少ない時には、国から静岡県に一箱ということで県に渡し、静岡県の場合は、高齢者の人口割で分けられました。それが、当初の130人でございます。基本的に、ワクチンについては県は入って

おりません。森町病院からブイシスというシステムに入力をしまして、国から入荷が行われているというようなものです。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸 章夫 君) それで、7月末までで、65歳以上の高齢者の完了に向けてということで、予測のパーセンテージも先ほど聞かせていただきましたけれども、今現在で何パーセントかというのが分かりますでしょうか、最新の状況で。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) こちらが掴んでいる数字でございますけども、先ほど町長が答弁をさせていただいた6月19日現在の数字でございます。一回目接種者が2,385人、およそ37パーセント。2回目の接種完了が、931人。およそ14パーセントとなっております。ただ、これは森町が主催をしております集団接種においての人数でございます。森の町民が一体何人何回目を接種してるかという正確な情報は、森町では掴んでございません。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸 章夫 君) 先ほど職域接種については少しお話がありましたので、今のところ森町内の企業からの情報というのは無いということですのでよろしいでしょうか。そのように受け止めましたけれども。それで、今後は段々年齢下がって接種できる年代層も下がってくると思うのですけれども、まだ先のことかとは思いますが、中高生の対応については、どのように予定されているのか、考えているのか。分かれば教えてください。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) 職域につきましては、申請する場所が自治体、市町村に申請が来るわけではございませんので、私たちが今聞いている情報とすると、豊田合成さんが職域接種をしていくというような情報が、県からいただいた情報としてはあります。先ほども言いましたとおり、申請先が町ではございませんので、正確にどこの業者がどう申請しているというのは、町として正確には把握をし

てございません。

それから、中高生の接種についてでございますけども、これについては河野大臣が夏休みにといい発言があり、翌日それを取消す発言もあり、学校での集団接種は推奨しないというようなことも国から言われております。その中で、どのように接種をしていくかというものは検討中で、具体的にいつ頃どうと言えりような状況にはございません。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) ホームページ上にも接種日程について、変更になった情報もこういった形で出されていると思うのですけれども、そうすると7月いっぱい大体高齢者の方、65歳以上の方が目処がつくということになると、この8月7日土曜日の旧三倉小学校体育館での接種というのは、この辺はどういう方が対象になっていくのか。順次、年齢が下がった方を対象として、この8月7日が行われるのか。そこら辺少し教えてください。

議長
保健福祉
課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 8月7日の旧三倉小体育館での接種につきましては、7月17日に予定されています旧三倉小学校体育館が、こちらが一回目になりますので、この7月17日1回目を接種した方の、2回目の接種日となります。現在予約が入っているのは、高齢者のみにしか接種券を配布しておりませんので、現在予約が入っている方は高齢者になります。キャンセル等々いろいろ出てきますので、7月1日から8月分、それから、7月の予約が空いてるところの予約が入ります。その後、7月上旬に64歳以下の方の希望する基礎疾患の方であるとか、60歳から64歳の方の接種券も交付をしますので、予約枠が空いていれば、その方達もこの7月17日の1回目に予約をし、7月17日に接種をできれば、2回目は8月7日に接種をしていくというようなことになりますので、現在、予約は高齢者のみしか入っておりませんが、今後につきましては、それ以下の方も予約が入ってくるというような状況にあります。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 6番、岡戸章夫君。
6番議員 (岡戸章夫 君) ここまで各会場で接種をされてきて、発熱とかだるいとかの副反応の方が、そういったことを実際に接種した方からもちらほら聞いております。今までの接種の中で、そういった副反応の報告数とか、症状についてはどのように把握しておられるでしょうか。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。
保健福祉 (平田章浩 君) 発熱があるとか、だるいとかというものにつきまして、特に統計をとる必要はございませんので、そういったことは実施しておりません。発熱があったとか、だるいとかといったような副反応がどのくらい出たかというものは、こちらでは持っておりません。ただ、一番心配しておりましたアナフィラキシーについては、今のところ一つも出ておりません。副反応につきましても、健康に著しい被害があるような副反応は出ていないというように、こちらは思っております。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 6番、岡戸章夫君。
6番議員 (岡戸章夫 君) これはちょっと町のことというより、報道でもよく耳にするのですが、静岡県の接種の順位が全国の中でも40数番目ということで、遅れているということで聞いております。我々は静岡県の中の自治体ですので、皆さんが感じてる「何故静岡県はこんなに遅れているの。」というのが、何か感じるところがありましたら、教えていただきたいです。森町は今のところ伺っている中では、限られた条件の中で一生懸命やっておられるというのは、感じ取れましたけれども。こうやって静岡県全体で見ると遅れているというのは、何か実際感じるところありましたら、ちょっと教えていただきたいです。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。
保健福祉 (平田章浩 君) 県外のことにはよく分かりませんが、近隣自治体のワクチン接種を担当している職員と、いろいろ情報交換をしながら事務を進めております。それにつきましては、例えば磐

田市の職員と話をした時には、毎日朝2時3時までみんな残って業務しているというようなことも言っておりましたし、どこの市町村に話を聞いても同じようなことを言います。うちの町だけではなく、どこの市町村においてもワクチン接種をできるだけ早く住民に打ちたいということで、どこでも一生懸命取り組んでいるというように私は理解をしております。

静岡県が何故遅いのかというようなことになると、本質的なことはよく分かりませんが、私個人的には、静岡県において十万人当たりの医師数というものは、全国の中でも下から数えた方が早いというような状況にあります。静岡県は、医療が他県に比べて充実していないというような状況にあります。ワクチン接種をした場合も同様に、医療従事者が少ない地域において、ワクチンを接種していきます。普段、医療従事者については、コロナの陽性者の対応をはじめ、他の疾患の対応も一生懸命やっています。その中で、プラスアルファとしてワクチンの接種を実施していきますので、医療従事者が充足していない静岡県においてワクチン接種を進めるといことになると、どうしても他県から遅れをとるといことは、出てきているのかなと考えております。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 中々答えにくい質問に答えていただきまして、ありがとうございます。状況については、こうして今私が質問をしていることも、間接的に内容が町民の皆さんに伝わればいいなと思って、私も質問しております。決して批判するとか、そういう趣旨ではないので、ご了解いただきたいと思います。

質問の二つ目の内容で、特設サイトをというような表現を出させていただいております。結局町民にとっては、今のこの森町の状況が分かりづらいというところがあって、どうしてもそれが不安であったり、不満に結びついていくのじゃないかなと、私自身も感じておりますので、より提供できる情報があれば、どんどん情報は出していくべきかと思っております。今までの答弁を聞いていても、こ

うこうこういう理由だからこうなんだということが分かれば、不安だったり不満だったりも出ないのかなと思っております。ですので、そこら辺の情報提供が不足してるところがちょっと惜しいと思っております。

じゃあ、他の自治体はどうなのかなと、ちょっと私も調べてみました。ちょっとこれ見にくくて申し訳ない。これは、森町のホームページのコロナウイルスのワクチン接種について。森町の場合は手続きの紹介ですね。こんな形でほぼ文字列で出ていて、中々更新されるたびに上に積み重なっていくので、じっくり読んでいかないとちょっと難しいところがあったりもするのです。これは、グラフは宮崎市。接種状況のグラフを棒グラフで表しているの、直感的に今どこの辺までいってるのかというのが、分かるかと思います。それから、これは大阪の枚方市という自治体さんのグラフですけど、これはワクチンメーターというような名前を付けてあって、これも円グラフでどこら辺まで今接種が完了しているというのが、直感的に分かるように表示されています。こちら、千代田区。ホームページの作りの中の1ページですけれども、いろんな絵のアイコンを使って、自分が見たいところをパッパッと押していくと、そこにリンクして見やすくなっている。これは、ホームページの使い方ですけど、このような自治体もありますので、もう少し町民に優しいというか、そういった情報発信、表現の仕方も工夫していただけたら有り難いと思います。同様に、ホームページをみんながみんな見られるわけではないので、そういったインターネット環境にあまり詳しくない方には、同様に回覧等でいろんなグラフとか交えて、今森町がこういう状況だということを、説明してあげていただきたいと感じているところです。

それで、その分かりづらいというところの一つの要因が、私も考えてみたんですけど、よく5W1Hという言葉を使いますよね。いつ、どこで、誰が、何を、どのように、それは何故、ということ。ここで言うまでもないんですけど、「いつ」は、W h e n。「どこ

で」は、W h e r e。「誰が」は、W h o。「何を」は、W h a t。「どのように」は、H o w。欠けている、不足しているのは、僕が感じるには、W h y、それは何故というところが、情報発信としてちょっと欠けているんじゃないかなと思います。何故中々電話が繋がらないとか、何故もっと接種数が上がらないのかとか。町民から見るとそれが分からないので、どうしても不安になり、不満になる。そこを先ほど来ずっとやってきた答弁のように、こうこうこういう理由でこうなってます、という何故というところを町民に伝達することで、初めて町民も、それならもうちょっと待って次のときは自分も予約とれるとか、そういった心理になると思います。そういった情報の発信というのは、非常に大事と思っております。既に森町のホームページでも情報発信はされていますけど、そこに一応自分は特設サイトをということ为先ほど訴えましたけれども、そこまで中々できないようであれば、例えばPDFにそういった円グラフとか、いろんな棒グラフとかを使って表したものを、リンクして貼り付けるなりそういったことでもよろしいので、そういった情報発信をぜひお願いというのが一般質問ではできないのであれですけど、やったらいいのではないかなと思うのです。そこら辺について、お考えはいかがでしょうか。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。
(平田 章浩 君) グラフを使ったりということでございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、私たちが把握しているのは、町が病院、開業医さんの協力をいただいて接種をしている集団接種の状況です。私も数字を挙げさせていただいたのは、集団接種の数のみ報告させていただいています。マスコミに出てくるものにつきましても、断りを入れて町の集団接種のみの数字ですということで、ご提供をさせていただいております。しかし、森町の住民が集団接種のみで接種をしているわけではなく、町外の個別接種であるとか、今後は職域接種もございます。町が全ての町民の接種の状況を把握しているわけではないというような状況の中で、グラフ等

で数字を出すということについては、町とすると間違った情報、正確な情報ではないと理解をしております。その点については控えていきたいと町は考えております。

5 W 1 Hが分かりづらいというようなことの話がありました。そこら辺につきましては、意識をして分かりやすいようなホームページを作っていきたい、改善をしていきたいと思っております。こういうことを質問の答弁として答えるのが適切かどうか分かりませんが、ワクチン接種の業務につきましては、非常に業務量が多いです。私のところにも、至急という文章が1日10枚ほど。ワクチン接種のみでも、10枚の至急決裁をとりたいという書類が来ます。それにつきましては、県の報告であるとか、ホームページの修正であるとか、同報無線の原稿であるとか、いろいろなものが入ってきます。それにつきましては、国の方針が日々変わります。県の考え方も、日々変わります。それに合わせて、うちはスムーズに変更をしていかなければいけないというような状況があります。できるだけ早くできるだけ多くの町民に接種をしていただきたいという思いは、議員の皆さま同様、私たちもそのように考えて行なっております。しかし、どこに手間と時間をかけたらというような判断をしたときに、今はできるだけ国の方針転換、県の方針転換に沿ってスムーズに、同報無線であったり、ラインであったり、チャットであったりというものを、至急情報を流して、それに応じた対応をしていくというものが最優先と考えております。少し見にくいかもしれませんが、ホームページは現在このような状況になっているということでございます。私たちも、できるだけ多くの町民にできるだけ早く接種をしていただきたいということで、業務をしておりますので、議員の方にも、そこら辺をちょっとご理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫 君) 今の課長の語気からも、非常に一生懸命やっているだけというのが感じ取れました。そういった森町だけで

なく、今話されたような業務が積み重なって、やっぱり深夜まで対応してくださっているのかなど、我々も感じます。ただ、私もあくまでも批判するとかそういうことじゃなくて、だからこそなおさら保健福祉課だけで抱え込まないで、そういったちょっとした資料を作るのであれば、例えばですが情報管理課の方にちょっと応援いただくとか、これはあくまでも大きく見れば有事なので、特定の課が全て責任を負って処理しなければいけないというものではないと思いますので、森町役場全体で大変なところはサポートしてあげて、結果的にそれがうまくいけば一番町民にとってはありがたいことです。そういった意味での質問でもあるので、そこら辺の全体の調整も必要じゃないかなと思います。これについては、町長いかがでしょうか。

議 長
町 長

（ 中根 幸男 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康雄 君 ）岡戸議員から、ワクチン接種に関して、もっと分かりやすい情報提供をというご意見をいただいております。確かにご指摘をいただいておりますように、十分な情報提供ができていないと考えております。先ほど保健福祉課長からは現場を預かる責任者として、日々の職員の仕事への取り組み状況等をお伝えをさせていただいて、少し言い訳のようなところになってしまって申し訳ないですけども、それが現実であるということも、ご理解いただきたいと思ひます。

有事であるから、全庁挙げての体制をとれないかというご質問でございます。私も、このワクチン接種は、有事、非常事態であると考えております。実際に担当するのは保健福祉課であり、また、接種を担当するのは森町病院であります。最近になって、11月までに全て完了するようという国からの意向もありますが、当初は1年かけて、このことに本当に取り組んでいかなければいけない、本当に長丁場の業務になると考えております。そのような中で、答弁でも申し上げたように、接種を行っては都度改善をし、よりスムーズな予約の方法、接種の方法を検討していく中で、担当課の職

員だけでなく、お手伝いをいただかなければいけない場面が多くありますので、そういったところに、全庁挙げて職員の協力を求め、従事しております。また、ライン等の予約に関しましては、情報管理係でシステムの構築、変更等も行なっております。そういった意味では、既に全庁を挙げて取り組んでいるということは、ご理解をいただきたいと思ひますし、一つのデータを複数の者が取り扱うということは、それはそれで間違いが起こるリスクもありますので、やはり担当課は担当課として取り組んでいかなければならないと思ひます。その点はそういったことも含めて、限られたマンパワーの中で今何を最優先しなければいけないかということで、今までは予約がスムーズに行くように、また、接種がスムーズに行くようにと進めてきております。そして、さらに接種の前倒しを求められておりますので、それにも応えられるように。そして、町民の皆さまも早くワクチン接種を受けたいという希望が、おそらく以前よりも高まっていると思ひますので、そういったご期待に添えられるようにとすることをまず第一に求めて、業務を進めているところです。しかしながら、もっと分かりやすい情報提供をというご指摘でございますので、どの程度のものを中々タイムリーにお示しするというのは難しいかもしれませんが、5W1Hの「何故」が抜けているというご指摘もありました。そのようなご指摘も踏まえながら、改善すべき点はできるだけ改善してまいりたいと考えております。

議長 (中根幸男君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 今回の質問で大分お互いが理解できたと思ひますので、今後のワクチン接種がスムーズに行くことを願ひまして、質問を終わらせていただきたいと思ひます。以上です。

議長 (中根幸男君) ここで、しばらく休憩をします。

(午後 1時40分 ~ 午後 1時49分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、11番、西田彰君。

登壇願います。

質問は一括方式です。

11番議員

(西田 彰 君) 11番、西田彰でございます。私は、一問質問させていただきます。「学校給食、完全無償化の実現を。」という質問でございます。学校給食無償化というと、子どもの貧困問題と合わせて議論されることが多いと思いますが、私は、学校給食は子どもたちの成長にとって本当に大事なものです。また、各家庭の状況はそれぞれであり、一人っ子世帯、3人・4人の多子世帯。さらには、子どものために、となんとか給食費の工面をされている家庭も、なきにしくはないのではないのでしょうか。これを無償化することで、児童生徒が安心しておいしい給食が食べられ、ひいては森町の少子化に歯止めがかかればと考えるため、この質問をいたします。

町議選にあたり、町民アンケートを実施しました。教育・子育て支援で望むものとして、学校給食完全無償化の声が3割近くありました。森町では食材費を負担、一部世帯では補助、免除としておりますが、御前崎市、小山町ではすでに完全無償化しておられます。コロナ禍の中で厳しい生活を余儀なくされる世帯もある中で、食育とともに児童生徒全員が同じ環境で給食を食べられることが求められています。伺います。

給食の現状はどうなっていますか。負担等はどうでしょう。

二、実現への問題点は。課題はどのようなものがあるのでしょうか。

これをお伺いします。

議長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長

(太田 康雄 君) 西田議員の「学校給食完全無償化の実現を」のご質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、成長期にある児童生徒が給食をとおして望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るため、町内の全ての学校において同一献立による完全給食を実施しております。学校給食の目的や実施に関する事項、経費の

負担等に関しましては「学校給食法」において規定されております。経費の負担は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費については学校設置者の負担とし、それ以外の経費、食材料費等については保護者の負担とされております。

一点目の「給食の現状はどうか」につきましては、宮園小学校拠点給食調理場、森中学校給食調理場、森小学校給食調理場の3か所において、町内の幼稚園、小学校、中学校合わせて1日最大1,900食分の学校給食の調理業務を行っております。学校給食の運営にかかる経費は、委託費、施設管理費等、令和2年度実績で約1億5,600万円で、そのうち保護者から給食費として約7,400万円を負担していただいております。給食1食あたりの単価は、園児・小学生258円、中学生は301円で、年間の保護者の負担額は、園児1人につき約22,000円、小学生1人につき約45,000円、中学生1人につき約52,000円となっています。

児童生徒の保護者負担費用の軽減策といたしましては、保護者が負担した給食費につきまして、森町に在住し、かつ公立小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護を受給している方は、生活保護費の中の教育扶助費で、給食費を含め義務教育に必要な費用が支給されております。また、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者は、教育委員会での認定により就学援助費として、給食費を含め義務教育に必要な費用を支給しています。さらに、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者は、特別支援教育就学奨励費として所得に応じた教育に係る費用の支援を行う中で、給食費については2分の1の額を支給しております。

二点目の「無償化実現への問題点、課題」についてでございますが、現在、保護者にご負担いただいている給食費を町の予算で負担をしていくことについての財政上の課題や、給食費を無償とすることによる食育への関心の低下、また、学校給食の無償化による効果をどのように把握していくのかなどが課題であると考えます。

町といたしましては、先に申し上げましたように、学校給食の運営につきましては学校設置者として応分の費用負担をしていることや、一定条件の保護者については給食費の負担軽減の対応を行っていることから、学校給食費につきましては、受益者負担の原則に基づき、今までどおり児童生徒の保護者に負担していただくことと考えております。

今後も保護者にご負担いただいた給食費と町の学校給食の運営にかかる費用の中で、作りたてで、栄養バランスのとれた給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 以前質問したことがございますが、やはり同じようにやっぱり保護者の負担は必要だという答弁が以前ありました。全国では、これ少し古いですが、平成29年度の調査で、1,740の自治体の中で、小中ともに無償化されている自治体が、76自治体。小学校のみが、4自治体。中学校のみが、2自治体であります。その多くが、71自治体の町村であります。また、人口も、1万人未満の56自治体となっています。そして、最近このコロナ禍の中で、期間限定の無償化というのを実施する自治体が出ています。また、無償化に踏み切れない市町村では、やはり財政的な負担。そして、全て無償化にするという不公平感があるのではないかというようなことが理由のようです。

森町では、今町長の答弁にあったように、やっぱり食育の問題とかそういうことが低下するとか、また、材料費は負担してもらうのが当然だというような答弁でございました。これを実施するには、財政的な問題は確かにあります。関西のある市では、消費税の引き上げがされました。その消費税引き上げで、交付分が増額になった。この増額分を給食費の無償化に当てている。そればかりではないでしょうが、実現をしております。

先ほど申しましたように、御前崎や小山町が実施に踏み切ってい

ますが、確かに双方とも財政的余裕はあるでしょうが、踏み切るところは非常に素晴らしい。その決断は、素晴らしいと思います。森町においても、子育て支援に力を入れているわけですが、町民が希望する支援となっているのでしょうか。例えば、出産祝い金、新企画の新婚さん応援金。ここにパンフがございますが、非常に分かりにくい。そして、これを悪いとか反対とかいうのはありません。今言いましたように、非常に分かりにくい。そして、この森町に住んでもらうための環境整備が、十分にできているのでしょうか。第2期人口ビジョンで、この推計があまりにも言い当てていて、感心してしまいました。と共に、これで森町大丈夫、と思ってしまいます。このように、やはりやろうとする意欲、これがないとこういうものは簡単にはできないと思うのです。じゃあ、財政的なことをどうするかということで、私はこの財政に関しては、各種の補助金の大幅な見直し、また、委託料。そして、先ほど申しましたように、消費税の増額分。また、今度のこのコロナ禍の中で、コロナ感染症対策、各市町がかなり財政調整基金も出しています。森町は、財政調整基金をそんなに手をつけずにおると思います。また、ふるさと応援基金や地域振興基金の活用もできるのではないかと思うわけですが、いかがでしょう。

また、私たちのアンケートの中で、これは子育て支援で望むものということでアンケートを取らせてもらったのですが、一番はこの給食費の無償化。それから、二つ目にはひとり親支援。これは20パーセント以上あります。また、子ども手当の増額18.11パーセントと続いています。やはり、その辺の町民の意識が、まだまだ森町で住んで本当に良かったなというところにまでいってないというのが、それに見合った回答数であるかどうかというのは別といたしましても、こういうようにアンケートでは回答されているということです。この辺で、本当にその財政的な余裕、また、先ほど言った食育の問題で、本当に子ども達が無関心になるのか。私は、逆にそうは思わない。その辺の認識が少し違うと思いますが、もう一度、財

政的なものと、子ども達が食育に関して無関心と言うとおかしいですけど、低下すると言った根拠とか、そういうものがあるならば教えていただきたい。

議 長
企画財政
課 長

(中根幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをします。財政的な財源の裏付け等に関するご質問かと思っております。先ほど、町長答弁にもございましたように、無償化を実施した場合、本町におきましては毎年度約7,400万程度の一般財源が必要になるということでございます。その財源をどこに求めていくかということでもありますけども、現在町ではそれぞれの課がさまざまな各種事業に取り組んでいるわけでありまして、取り組みにあたりましては、補助金の制度であるとか、あるいは地方債、それから地方財政措置の活用などを積極的に行いまして、財源を見いだしながら取り組んでいるといった状況でございます。そういう状況の中で、無償化の財源を一般財源に求めていくというのは、やはり町にとってはハードルが高いと考えております。

また、ご質問の中で基金の活用ということも提案ということでお話が出ましたけども、基金に限って言えば、財政調整基金であるとか、ふるさと応援基金への繰入れも選択としては考えられるかもしれませんが、本町の財政状況というのを考えますと、自主財源につきましては約4割。地方交付税への依存度も高い。そして、公共施設の老朽化対策であるとか、災害対策。それから、地域医療を確保するための病院への繰出し等。財政事情というのは日増しに多くなっているということで、依然厳しい状況であることには変わりはないという認識を持っているところでございます。そういった状況の中で、基金を活用して毎年度経常的な取り崩しを行っていくと、それでは現在の行政査定の水準を維持して、施策の持続可能性、こういったものを確保することはやはり難しいのではないのか。また、地域振興基金というお話も出ましたけども、この地域振興金につきましては、いわゆる基金の目的が高齢者福祉対策ということでござ

いますので、基金ということ言えば、今私が申し上げたとおり、財政調整基金とかふるさと応援基金ということになろうかと考えているところでありますけども、そういった基金の経常的な繰入れと言うのは、やはり財政危機を招く一つの要因になるということは、ご理解をいただければと思っているところであります。そういった意味で給食の無償化というのは、やはりご指摘のとおり新たな財政負担が必要になるということ。その財源確保というのは、非常に大きな課題だと考えているところでございます。財政部局としましては、今後も健全な財政運営の下で、将来にわたって安心安全な学校給食を実施していくためには、食材費等の負担についても、引き続き保護者の皆さまにお願いをしたいと考えているところでございます。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの西田議員の、食育への関心についてのご質問にお答えさせていただきます。議員もご承知のとおりですけれども、学校給食、食習慣、健康面、いろいろ子ども子育ての中で非常に重要な役割を示しております。現在においても、栄養士を中心に学校給食だよりでありますとか食育という中で、学校で食習慣についての規則正しい生活等の指導を行っているところであります。今回お示しさせていただきました給食費の無償化に関しまして、食育への関心が薄らぐのではないかと、低下するのではないかと考える一つが、特に子どもではなくて、保護者の食育への関心の低下が関係してくるのではないかとということが、一つ考えられます。やはり給食費として納める中で、どのような給食を食べているかというのは、当然学校で子ども達にもお知らせしているわけですが、保護者もやはりその中で、給食の中身、バランスであるとかそういったものを把握していただくというのがございます。そういった興味関心というのが、薄らぐのではないかとという心配がされるということ。あと、無償化をすることによって、学校のかかる費用無償化が当然ではないかというような意識が高ま

るというような恐れによって、結果的に食育への関心が薄らぐのではないかということが想像されるということでございます。

また、ご案内のとおりですが、保護者の経済的負担の軽減に無償化が直接結びつくというのはご案内のとおりです。その中でさらに、今までの生徒の食育に対する指導というのを維持していくとなりますと、それにさらにプラスアルファとして食育に関するプラスの効果というのをどこに求めていくかというのは、非常に難しい問題かと考えております。その二点が、食育に対する無償化に向けての課題であろうかと考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) つまり、今課長の答弁で言うと、無償化にすると給食の在り方というようなものを、家庭には知らせないように聞こえてしまいます。それで、食育に対する関心が本当に薄まるのかなど。親御さんからしてみても、私は、それは非常に疑問だと思えます。

また、先ほども、ギリギリと言うと語弊があるかもしれませんが、なんとか給食費を賄っているというような家庭、また、何とか援助してほしいと言いつけられない世帯というものもあるのではないかとこの考えの中で、本当に子ども達と同じものをみんなでも楽しく食べるという給食が、非常に私は森町の人口増とか減少にもストップをかけられるというように思っています。その辺はやはり認識が違うのか、課ではその辺をどのように見ているのか。

議長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど食育への関心の話の説明させていただきましたけれども、各学校において栄養指導等家庭への給食だよりとかにつきましては、引き続き継続するという事で、今の食育を維持する前提でお話をさせていただきました。無償化によりまして、各世帯における学校給食費ですけれども、それがなくなることによって興味関心が薄らぐのではないかと、今までどおりの見

童生徒への学校からの食育の配信や教育というのは、引き続き継続していくということでお答えをさせていただいております。

また、現在の給食の支援の状況は、就学援助と就学支援という名前で援助をしております。今の現状を申し上げますと、就学援助制度ということで要保護の児童でありますとか保護に準ずる生徒という対象に、給食費も含めまして学校の経費を支給しております。令和2年度の実績で申し上げますと、66人の小・中学生が対象となっております。

また、就学支援制度ということで、特別支援学級に入級されている児童生徒を対象に支援をしておりますが、対象が46名となっております。これらの数字を示しますと、全体の約9パーセントの児童生徒が対象になっているというような現状でございます。

また、幼稚園の給食につきましても、所得でありますとか、小学校3年生以下の3人目以降の多子家庭におきましても、補助をしております。対象が42人ということで、全体の約24パーセントの方が対象になっているというようなことで、子育て支援の中で本当に支援を必要とする、支援をすべき対象を絞って支援している状況であるように考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 西田議員に申し上げます。西田議員は一括答弁・一括質問ですので、再質問は二回までということで、以上で西田議員の方は打ち切らせていただきます。

ここで、しばらく休憩をします。

(午後 2時15分 ~ 午後 2時24分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、川岸和花子君。

登壇願います。

質問は混合方式です。

5番議員 (川岸和花子君) 5番、川岸和花子です。通告のとおり、二問質問させていただきます。

一、森町における幼児教育・保育の今後の在り方について。近年

の子育て世代に夫婦共働き希望が増えており、それに伴い、幼稚園よりも保育園の入園要望が増加しています。新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響と、幼児教育・保育の無償化による影響も重なって、急激なニーズの変化が起きております。このことは以前から課題に挙がっていたと思いますが、このコロナの影響でさらに拍車がかかっております。森町において、子育て支援の充実、働きやすさ向上、町の魅力づくりの点からも、未就学児童の幼稚園・保育園の在り方の、今後の方向性について伺おうと思います。

二点目です。発達障害の子どもが増えていることに対する支援は。未就学児の各幼稚園・保育園で、発達障害、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）の可能性のある子ども達が増えていると聞いています。その先、その子ども達が成長して、小学校、中学校へと成長するにつれて、不登校や引きこもりへとつながることも考えられます。そのような子ども、ご家族に対しての支援と将来的なサポートについて、どのように考えておられるか伺います。以上、二点です。

議 長
町 長

（ 中 根 幸 男 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 川岸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「森町における幼児教育・保育の今後の在り方について」申し上げます。

まず、現状を申し上げますと、過去3年間の出生数につきましては、平成30年度111人、令和元年度70人、令和2年度83人となっており、ここ2年は100人を下回っております。

幼稚園、保育園の園児数につきましては、幼稚園では平成30年度264人、令和元年度240人、令和2年度216人となっており減少傾向がみられるものの、保育園では平成30年度258人、令和元年度297人、令和2年度312人となっており増加傾向にあります。このため、保育園の待機児童数は、それぞれ4月1日現在で平成31年0人、令和2年16人、令和3年11人となっております。以上のことから、幼稚園よりも保育園の入園希望が増加し、結果として幼稚園の園児数減

少、保育園の園児数増加となっております。

町としましては、保育所の受け入れ児童数の増加を図るため、保育士の町内保育園への就労を促進し、保育士の確保につなげることを目的に平成29年度から保育士宿舎借り上げ支援事業を行っております。

また、令和元年度に摩耶保育園園舎移転新築事業に対する補助、令和2年度に小規模保育所「ゆうな保育園」新設改修整備事業に対する補助を行ってまいりました。

さらに、幼稚園においても平成27年度から預かり保育を実施し、本年度からは、森幼稚園、園由幼稚園において預かり時間を17時までから18時までに延長し実施しております。

さて、議員ご質問の「幼稚園・保育園の在り方の今後の方向性」についてでございますが、今は保育需要が多く待機児童が発生する状況にありますが、出生数が減少傾向にあるため、新たな施設を設置するかについては、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

今後は、教育、保育両方の需要をまとめてお受けできるよう、幼稚園、保育園の窓口一本化を図るため、仮称「健康こども課」の来年度設置に向け、9月定例会で条例案を提出するよう準備を進めるとともに、今後の施設の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、「発達障害のこどもが増えていることに対する支援は」について申し上げます。平成28年度の県の「発達障害者支援体制整備検討委員会」の報告では、全年齢における療育手帳所持者のうち、発達障害と診断された人の数は、平成24年度末で484人に対し、平成27年度末では844人と1.74倍になり、360人増加しています。また、国の調査では、0歳から9歳の発達障害と診断された子どもの数は、平成23年度の6万2,400人に対し、平成28年度は10万3,000人と、こちらも1.65倍に増加しており、いずれも増加傾向にあります。

発達障害の可能性のある未就学児への町の支援としましては、町

が構成市町の一員となっている東遠学園組合が、「児童発達支援事業」を実施しております。この事業は、発達に遅れがあったりこだわりが強かったりする未就学児それぞれの発達段階に応じた専門的療育を、日常生活の支援、保護者への支援、集団生活への参加支援などにより行っております。具体的には、0歳から2歳の未就園児を対象とした「親子通園」では、親子のふれあい活動を通じ、愛着を深め、保護者の子ども理解を支援しています。3歳から5歳の就園児を対象とした支援では、毎日通所する「毎日通園」、普段は幼稚園・保育園に通いながら、週1回程度通所する「並行通園」があります。いずれも10人以下の小集団で、遊びを通して一人一人の発達に合わせた丁寧な支援をしております。さらに、地域のいずれかの園を拠点会場として実施する「訪問型小集団療育」では、身近な園で行う安心感の中で、それぞれの園の先生方にも一緒に活動に参加していただくことで、お友達や先生方とのよりよい関わりに繋げる支援をしております。このほかに、対象となる子どもが通う園へ直接出向き、対象児の支援と合わせ、対象児の理解や配慮について園の先生を支援していく「保育所等訪問支援事業」も実施しております。

東遠圏域内でこの支援を提供する通所施設は、掛川市内に「こども発達支援センターめばえ」、御前崎市内に「こども発達支援センターみなみめばえ」があり、今年4月からは、菊川市内に「こども発達支援センターきためばえ」を開設し運営しております。

今後、東遠学園組合では対象者の増加に対応して、親子通園、毎日通園、並行通園、訪問型小集団療育、保育所等訪問支援事業を行う「こども発達支援センター」を森町内に開設する予定であり、より一層の療育の充実と、地域の幼稚園・保育園と連携し発達障害の可能性のある子ども、ご家族等への支援強化が図られるものと考えます。また、町におきましては、全ての子どもとその家庭への切れ目のない支援を実現する「子ども家庭総合支援拠点」のための仮称「健康こども課」の設置に向け、9月定例会で条例案を提出する準

備を進めております。

発達障害の可能性のある未就学児及びご家族への将来的なサポートにつきましては、育ちの基盤を育む大切な幼児期に、ひとりひとりを見つめた丁寧な専門的療育を実施するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」による切れ目のない支援をもって、社会へ巣立ち自立をするまで、サポートをしてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) まず一番目の、幼児教育・保育の在り方の点でございます。仮称「健康子ども課」というのを創設されるということ、承知いたしました。議会でも、第一常任委員会より議会の提言において、子育て世代の町民から要望を聞いて、南部地域に幼稚園型認定こども園を設けてほしいというような提言を、以前からしていると思います。そして、保育園の需要が向上しているということと、保育園を今ある保育園に連れてくるのは地理的に大変だということ。そういう点からも、南部の方にこども園を作れば、森町の魅力も増して人口減少の対策にもなるのじゃないかという提言であると思います。その提言を出されてから三年が経っているということで、今度、仮称「健康子ども課」という組織を編成してやっていこうということだと思っております。子どもさんの出生数が減っていますけれども、やっぱりしっかりとした幼児教育の環境があるということが、町の魅力となって移住してくださる一つの要因にもなるかとも思うのですけれども、何かそういう幼児教育・保育の再編計画的なものがあるかどうか、お伺いします。

議長
教育長

(中根 幸男 君) 比奈地教育長。
(比奈地敏彦 君) 川岸議員のご質問にお答えします。幼稚園、未就学児という部分も踏まえて、就学前の子どもたちの在り方という部分で幼稚園がこれからどうなるかという部分も、議員ご指摘のとおり、今までの統合の経緯の中で開いてきました検討委員会等の話題にも上がっていたし、町長の総合教育会議の中の答弁でもあり

ますけども、今後重要な課題として検討していくというようなことのお話をさせていただいております。保護者等の声についても、幼稚園の職員を通して縷々入ってきております。これからどうなるかという部分についても、森町としては重要な課題として受け止めて、検討材料としていきたいと思っております。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 承知しました。幼稚園を選ぶ保護者さん、また、働きたいので保育園を選びたいという保護者さんがおられます。じゃあそれをこども園にすることが一番ベストかというのは、それはまた検討課題だと思うのですけれども、近隣の市町では、こども園になることで親御さんのメリットが非常に大きいということを感じています。先日行った幼稚園では、袋井市立幼稚園さんは令和2年度4月には入園児13名だったところ、8月にこども園化をすると決定して、次年度の令和3年4月には入園児13名だったところが30名に増えた。さらにこども園になったことで、3歳未満児さんも20人受け入れるというような、全く違った園かというぐらいに変わりました。そういう園があることは非常に魅力的だと思います。また、磐田市さんでも最大規模の200人の竜洋の統合園ができるということが、民営化してということですけども、ちょっと規模が大きいです、これは来年3月からということです。

こども園が例えば森町にあるということになると、ブランド化じゃないですけども、何かそれだけですごく魅力だと思います。今現在の森町では町営幼稚園が5園あって、その中でもやはりちょっと人数が減ってきているという現実と、そこには必ず職員と場所、建物が必要なわけですけども、そういうのを総合して考えても、やっぱり再編は必要じゃないかと思っております。

また、町外の保育園に通っている子もいる。そういう子達は森町の保育園に入れなかったから、自分の働いてる例えば掛川市にある保育園に入っているとか、袋井市のこども園さんに入っているといういろんなパターンがあるとは思っておりますけども、そういう子達が

現在8名おられるということです。それも森町から無償化に対する料金を払っているということですけれども、もし、こども園としてもう少し受け入れ体制ができるようになれば、見えない待機児というかそういう子達も解決するのではないかと思っているのですが、再編をしようと思っている意図はあるということで、受け止めてもいいということによろしいでしょうか。

議長 (中根幸男君) 比奈地教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 教育長です。先ほどと関連しますけれども、再編する、しようと思っている意思があるかということについては、明確なことについては差し控えさせていただきます。先ほど言いましたように、総合教育会議の中で、小学校と中学と同じように喫緊の課題として、幼稚園の在り方等についても話題に上っているという現状の中では、把握しておりますし、現に今議員がおっしゃったように、人数減と同時に、幼稚園として今やるべきこととして、預かり保育とか延長保育とかという、どちらかと言ったらこども園的なところもやり始めているわけです。そういう中での動きで新たな課題も見えてきているものですから、とにかく今言えるのは、先ほど言ったように新しい課の創設と同時に幼稚園前の教育について、町として今後の方向性を近々のうちに考えていかなくちゃいけないと、そういうところでご理解をお願いしたいと思います。ですので、重々今までの常任委員会等の動きの中で、南部の方のこども園というの把握しておりますけれども、ただそれが点の問題で、ご承知のとおり森町には既存の保育園がきちっと有るものですから、幼稚園型を作った場合の課題というのも新たに出てくるわけです。先ほど言ったように、現に保育園と同じような預かり延長保育をやっているけれども、要するに集まっていないという現状とかを考えてみると、すぐそちらに飛びつく前にもっと啓発をしっかりと、幼稚園の中で、預かり保育の中で、いろんなところで数が集まるようなそういう手立てもしていかなくちゃいけないなということ、教育委員会の中では話をしているところでございます。

議 長
5 番議員

(中根幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 承知いたしました。また、新設される「健康子ども課」というところで、素早く。先ほども袋井市の例を挙げましたが、夏に決まってその次の年にはもう開園できるみたいな、スピードを持ってできることもあると思いますので、再編した後は早い対応をしていただけたらと思っております。

二番のことにいきます。発達障害ということで、先ほど答弁いただきました。対応していただいているということは、非常に良く分かりました。私がこの問題というか、何を明らかにしたいかという、明らかな障害というか、今、数が非常に増えているという答弁もございましたが、現場の先生方、保育士さんによると、数が増えているというよりは、今まで見えてこなかったものに病名がついているという現状で増えているという面も非常に多いと。実際に病院に行って投薬を受けているということもあるみたいですが、まず、自閉スペクトラム症というのは、コミュニケーションとか対人関係が得意で、ちょっと強いこだわりがあったり、アスペルガーだったりということです。学習障害（LD）というのは、一見別に障害は無いけど、勉強の計算とか読むとか書くとかということで、何故か詰まってしまうというようなことです。ADHDというのは、注意欠如・多動性障害とかと言われますけれども、ちょっと大声を出したりとか、みんなと同じことができなくて不注意が多くてうろろしてしまったり、というような症状ということです。近年明らかになってきただけで、現在大人においても今までそういう名前がつかずにきているので、別にそういう判断されていないということも多いと思いますが、明らかにそういう子達は、数を見ている保育士さんから見ると、すぐに分かるということです。

では、実際にその判断するかどうかというのはテストがあります。テストでやっぱり障害というように出ると、障害という名前がつくのですが、そこに至らないと、ちょっと個性が強いというような判断になります。そういうちょっと見えにくい、明らかな障害

なら支援したりとかということではできると思うのですが、ちょっと普通じゃないけど支援、障がい者でもないというところに、ちょっと焦点を当てたいなど。例えば、障害なら特別支援学級に入るとかという判断もできるのですけれども、そこにいくまででもない、でもやっぱりちょっとみんなと違うという子は、グレーな部分と言いますかね、そういう子達に沢山隠れてるかもしれない。また、そういう子達が、今の現状として数として増えていっているということだと思ふのです。保育園さんとかに聞くと、やっぱりそういう子が一人でもいると手間がかかるので、支援員さんを増やさざるを得ないと。幼稚園さんでも支援員さんを増やしていますし、保育園さんは森町の民間の企業さんですけど、やっぱり人を増やすということは、人件費がそれだけかかるということです。そののところへの何か町からの支援みたいな制度は無いものでしょうか。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの川岸議員のご質問でございます。発達障害と申しますか、グレーゾーンの日常生活する中でちょっと困り感、支援が必要な子の対応というご質問でございます。現在、就学支援委員会という委員会を設置してございます。これは障害という表現にはなっていないのですが、障害のある幼児・児童・生徒の障害の種類、程度に応じて、適正な支援を行うため委員会を設置するという事で、幼児期から、幼稚園、小学校、中学校の先生、医師、専門家により組織されております。一人一人のそれぞれの現れ、日常、幼稚園であるとか学校での生活の現れを判断し、また、テストと申しますか、その現れのテストですけれどもそれをする中で、その結果を基に、今現在適正な支援が、どこが適しているかというようなことを一人一人判断するという委員会であります。これは幼稚園児から中学校生までずっと毎年やっておりますので、その子の前の発達段階であるとかが、今後になどようになっていくかというようなことも含めて、成長段階に応じていろいろな立場の方が一人の子を判断するという中で、程度

によってはどのような対応が可能かというのを相談する委員会となっております。

また、幼稚園におきまして就学支援委員会の委員長でもございますけれども、巡回相談ということで、各園に年間25回程度ですけれども学校や園を訪問いたしまして、そのような支援の必要な子の状況を、まずは見たり様子を把握するということ。あと、関係職員の支援とかアドバイス等を行っております。また、幼稚園の時期の教室といたしまして、各園に所属はそれぞれしておりますけれども、それとは離れて小規模の集団でグループに分かれて、親子で同じような環境の子ども達を集めまして、ゆっくり小集団の中でじっくり遊びをしながら保護者と子どもと一緒に活動したり、また、保護者の相談をする場として過ごすような親子遊びの教室というようなものも設置しております。また、それぞれの幼稚園、5園ございますけれども、支援が必要であるというような人数、実態に応じまして、合計で町内7人の支援員を配置しているというような状況がございます。以上です。

補足をさせていただきます。冒頭に説明させていただきました就学支援委員会の組織でございますけれども、先ほど幼稚園、小学校、中学校ということで話をさせていただきましたが、保育園も含めて、対象者の在り方を検討しているという取り組みをしております。以上です。

議長
保健福祉課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。保健福祉課の活動としまして、生まれてから検診がございます。6か月児相談であったり、1歳児相談であったり、2歳児相談であったりという相談がございます。その中で、お母さんと子どもさんが来てお話をしていく中で、少し発達が違う子であるとか、子どもさんの動きを見ながらうちの保健師でピックアップをさせていただいて、0歳から2歳児の子につきましては、森町親子教室ポップコーンというものがございます。これは、お子

様のことで心配なことだったり、困っているご家族さんとお子さんに向けての教室を開催しております。教室の中では遊びを通して、お子さんの成長や発達を支え、育児について皆で一緒に考えながら子育てのお手伝いをしていくというようなものでございます。

それから、もうちょっと発達について遅い方につきましては、先ほど町長の答弁であった親子通園ということで、0歳から2歳児対象に「めばえ」に親子で通って、小集団での親子のふれあい活動しております。0歳から2歳についての対応は以上です。

議長 (中根幸男君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 幼稚園さんは今7人と、数に合わせて対応しているということですが、保育園さんへの人的な支援というのは何かあるのでしょうか。保育士を増やさなきゃいけないための支援のことです。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをします。今言った保育士の増員について、制度的にございません。以上です。

議長 (中根幸男君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) それは何か制度化するとかというような方向の意向はありませんか。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保育園の事業、制度につきましては、国の決められた制度に基づいて実施をしております。国が決めた制度で、現在森町とすると運営をしているというような状況でございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 承知いたしました。私がちょっと心配だなと思っているのは、そういう小さい頃の手厚い支援というのは目に見えるじゃないけれどもすごく気がつくし、そういう就学支援委員会というのがあって、それに対応していただいているというのは凄く

ありがたいなと思いますが、そういう子達が大きくなって行って、ちょっと不登校になっていったりとか。自分のことでちょっと申し訳ないのですけれども、うちの次男も発達障害と判断はされてないのですが、ちょっと変わった子ということで、個性的で。どちらかというと自閉症みたいな、それに近いような感じで、こだわりが強く、環境が変わると混乱してしまっ、動けなくなってしまうというような子ですが、小学校の時にテストを受けたらどうかということ、をそういう先生に言っていただいて、テストを受けたのですけれども、別にそういう障害でもないし個性ですということ、小学校6年間に行かさせていただきました。6年間行ったことで、みんなもある程度個性を分かってくれているというところでは良かったのですが、やっぱり学習面でも多少遅れがあるので、家庭でずっとついていたりしました。中学校で環境が全く変わった時に、馬鹿にされたりだとか、時期的にもちょっとデリケートな時期でいじめにあったりとかということ、学習面も当然ついていけなくなってきた、登校できないというようになってきました。中学校では保健室に登校するという形を取らせていただいていたのですけれども、5年くらい前ですけど、保健室登校がもう既に各学年十数人いるくらいでした。それは袋井市の話ですが、でもそうやっていろんなパターンがあると思うのです。小さい頃はあれだったけど、成長してきてみんなとうまくやれるようになったという子もいれば、小さい頃は目立たなかったけれども、そういう思春期になってちょっといじめの対象になってしまうとか、周りとう馴染めないというようなことも見えてくると思うのです。そうやってきた時に、親として今まで普通の子と育ててきたつもりが、ちょっと発達障害の可能性があると云われたことを受け入れるのに、まずハードルが高い。いつの段階か分からないのですけれども、不登校になってる子達が全部そうだとはいえませんけれども、森町では適応指導教室わかばさんというのを設置していただいている、それはすごくいいことだと思うのです。やっぱりそういう子達の居場所を作ってあげるといえるのは、すごくいい

ことだと思っておりますが、そういう方のご父兄の方の、先ほど小さい子は親子で同じような遊びをしながら親子の相談もできるということがあったと思います。そういう子たちが育っていった先で、わかばさんも小学生・中学生両方の登録が今15名程度ということで常におられるわけではなくて、不登校の子を持っている方は分かると思いますが、行ける時もあれば行けない時もある。何かそういうことで親はドキドキハラハラするものですが、そういう父兄の何か支援的なものがあるのか。そこら辺の成長したときの父兄に対する支援というのが何かあるか、お伺いします。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの川岸議員のご質問でございます。小・中学校に成長した際に、父兄、保護者にどのような支援があるかというようなことでございます。ご案内のとおり、小学生を対象に通級指導教室が森小学校に設置してございます。これはそれぞれ在籍する学校があるのですけれども、やはりちょっと困り感のある子が、週に1日から2日程度子ども達それぞれの発達に応じてですけれども、小学校の通級指導教室に通っていただいて、一人ずつそれぞれの困り感、困難さというのを少しでも緩和したり改善できるように、トレーニングをする教室でございます。今現在21人が在籍しておりますけれども、その教室に、パーティションで仕切られて保護者が授業を受けている様子が見られるようになっています。授業の妨げにならないように、ミラーガラスといいますか、存在が分からないような部屋ですけれどもございまして、そういう中で子どもたちに指導をしている様子を見たりすることもできます。その通級が終わった後、先生と日頃の生活についての相談ができるような場を設けております。また、先ほど適応指導教室の話もいただいておりましたけれども、こちらにつきましても不登校の児童生徒の居場所としてございますけれども、やはり保護者との相談場所というのも一つ大きな目的として作っておりますので、この教室をいろんな意味で活用いただいていると、保護者の

方にもご活用いただいているというような現状がございます。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) そのような場所を作っていただいているというのは、本当にありがたいことだなと思っております。先ほどの私の息子の話ですけれども、義務教育まではそうやっていろんな方が支援してくれて、本当に教育委員会にお世話になる、中学生まではですけど。その先というのは当然大人になっていくのですけれども、その問題を抱えたまま大人になっていくわけです。うちの子の場合は、天竜高校の春野校舎に長期休校の枠というのがありまして、そちらを受験してみたりとか。それは駄目だったのですけれども、浜松にあるフリースクール、全く本当に自由なことをやっっているながらも通うことで出席日数がもらえるというようなフリースクールに行ってみたり。島田実業専修学校という、わりと不登校の子を受け入れてるような高校もあるのですが、どこにもちょっと馴染めなかったということで。教育の最終段階は、先ほど冒頭に町長の答弁にもありましたけれども、その子の自立というところを最終目標としているという点でも、そういう発達障害の子たちの10年後、15年後というのを見ていくことも大切かなと。本当に一般的ではないですけども、やっぱり一人も残さないという面でも、そういう視点も大切かと思っております。

最近の新聞で、これは岐阜県の話ですけれども不登校特例高校ができたというニュースがありました。6月11日とかの最近のニュースです。この不登校特例校というのは文部科学省が設置を進めておりまして、2017年の教育機会確保法というところから、こういう学習指導要綱にとらわれないような学校を各地に設けていってくださいと。このときの不登校特例高校には、40人の定員に対して説明会には120組、120人の説明者が応募にきたという話でしたので、すごく全国的にも需要が高まっていると思います。ちょっと私の思いだけですけれども、森町には小・中学校3つが廃校になって、学校跡地

検討委員会等も立ち上げられている中で、いろんな提案とか案件も集まっていることと思います。その一つで、例えばこのような特例校を誘致、開設することで、森町が何かそういう優しい町というような、ひとつのブランドになるのも面白いかなと思いました。今、全国に不登校特例校がどれくらいあるかということですけど、17個しかないのです。文部科学省が割と進めようとしているのですが、ちょっとまだ役割自体を、私立の学校がその地域はやっているとかということがあると思います。私個人の一つの提案ではありますけれども、今の社会の変動と価値観の多様性というところに、今この町でこういう名乗りを上げることで、何か一つの人口減少を食い止めるような、少子化を食い止めるような何か起爆剤とかにならないかなと。それは、そういう発達障害とかの子が義務教育を終えた後にいる居場所。うちの子は今二十歳ですけども、今高校にもう一度行きたいと言っております。そういう学び直しということもできたりとか、居場所もそうですけれども、自立していくためのステップとしての学校というのが、何かあるといいなと。今、時代も、ものを豊かにというところから心を豊かにという時代が変わってきていると思います。また、いろんなコロナとかもあったりして、今後は、若者たちがどこか大きな会社に就職する人もいると思いますが、自立していくというか、もっと独立してどんどんやっていくような人が増えてきていくのじゃないかなと。そういう面でも個性というものも大切ですし、そこで、自治体が今までは割と援助という視点でしたけど、何かちょっと後を押してあげるという感じで、その子たちが自立して、逆に森町を盛り上げてくれるような、また、この地域というか、いろんなところから来てもいいですよと、人を受け入れるような体制をとることで、森町を盛り上げてくれるようなことにならないかなと勝手に思っているのですが。そういう考えは、どう感じるか。いかがでしょうか。

議長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) 川岸議員から、ご自身あるいはお子さんの

ことも交えながら、いろいろとお話をさせていただきました。そして、不登校特例高校の設置についてということでございます。これまでの川岸議員の話にもありましたように、障害なのか個性なのかという線引きも非常に難しいでしょうし、また、それぞれ同じ症例、症名をつけられている、判断・診断をされているお子さんであっても、それぞれに症状の出方、あるいは行動への現れ方はさまざまだと思います。また、年齢によって対応もさまざまであると思っております。ですので、ひとつのことに対応するために、それに特化した対策をとっていくということももちろん大事なことです。それで町民の皆さんの全ての要望に応えられるかということ、それはそうではないと思います。どの部分を手厚くするのか、どこかを特化して取り組むことが良いのか。あるいは、広く浅く対応していくのが良いのか。非常に難しい問題だと思っております。

そして、学校跡地の利活用の一つの案としてはどうかというご提案でございます。学校跡地の利活用につきましては、いろいろなご意見あるいはご提案をいただいております。ただし、例えばこの不登校特例高校を誘致するといえますか、設置するにいたしましても、これが森町単体で行えるものなのかということ、それは中々難しいと思っております。ですので、いろいろな関係機関と調整も必要になるでしょうし、また、実施主体を他に求めるということも、一つの方法であろうかと思っております。ですので、跡地利用につきましては、現在検討を始めたところでございますので、今後跡地利用の一つの利用形態として可能であるかどうか。あるいは、県、文科省がどのような姿勢で、この学校の設置に取り組んでいるのか。そういったことも検討させていただきながら、今日ご提案をいただいた不登校特例高校についても、少し調査をしてみたいと思っております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

5 番議員 (川岸和花子 君) 私の割と個人的な話に対応していただいて、ありがとうございます。私が外から来た移住民ですけれども、袋井

から森町に越して来た理由の一つに、先ほどのちょっと発達障害っぽい息子が一宮辺りを通ったときに、この辺りに住みたいと言ったのも、一つの理由であります。なので、自然豊かで心も豊かにしてくれる森町ということを目指しまして、今回の質問を終わらせていただきます。

議長 (中根幸男 君) ここで、しばらく休憩をします。

(午後 3時11分 ~ 午後 3時19分 休憩)

議長 (中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、8番、中根信一郎君。

登壇願います。

質問は混合方式です。

8番議員 (中根信一郎 君) 8番、中根信一郎でございます。待機児童解消対策について、町長に伺います。

①として、待機児童が11人いると聞いているが、解消対策はあるか。

②、議会でも提言している、幼稚園を認定こども園化する考えと進捗があれば伺う。

二つ目に、地域公共交通について。

一つ目、現状の三倉・天方地区ではスクールバス、患者バス、秋葉バス（民間）の三種類の交通手段があるが、一本化する考えはあるか。

②町全体に地域公共交通網を整備する考えはどうか伺う。

議長 (中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) 中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「待機児童解消対策について」申し上げます。

一点目の「待機児童解消対策」につきましては、先ほど川岸議員のご質問にお答えいたしました。平成29年度から保育士宿舎借上げ支援事業を行っており、また、令和元年度には摩耶保育園園舎移転新築事業に対する補助を、令和2年度には小規模保育所「ゆう

な保育園」新設改修整備事業に対する補助を行なってまいりました。さらに、幼稚園では、本年度から森幼稚園、園田幼稚園において預かり保育の預かり時間を17時までから18時までに延長し、実施をしております。今は保育需要が多く待機児童が発生する状況にありますが、出生数が減少傾向にあるため、新たな施設を設置するかについては、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

二点目の「幼稚園を認定こども園化する考えと進捗」につきましても、川岸議員のご質問にお答えいたしました。幼稚園、保育園の窓口一本化を図るための課の設置に向けて、9月定例会で条例案を提出するよう準備を進めるとともに、幼稚園の認定こども園化も含め今後の施設の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に「地域公共交通について」申し上げます。

一点目の「現状の三倉・天方地区では、スクールバス、患者バス、秋葉バス（民間）と三種類の交通手段があるが、一本化する考えはあるか。」のご質問でございますが、議員ご案内のとおり、三倉・天方地区においては、複数の実施主体による交通機関がございます。

まず、三倉地区・天方地区における交通機関の現状について、ご説明申し上げます。最初に、三倉地区の交通機関でございますが、公共交通機関として、民間事業者の秋葉バス「秋葉線」と、町の委託により運行しているNPO法人やまゆり三倉による町営バス「大河内線」がございます。秋葉バス「秋葉線」につきましては、袋井駅から浜松市天竜区春野町気多までの区間を運行しており、通学や通勤、通院、買い物等、行政区を越えた広域の移動手段として、町民に広く利用されております。町営バス「大河内線」につきましては、秋葉バスが撤退した路線に対し、町営バスとして森林組合前から大河内の下島までの区間を運行しており、主に通学や通院、買い物等、地域内の移動手段として利用されております。

また、公共交通機関以外の交通機関としましては、公立森町病院による患者バス、町の委託により運行しているNPO法人やまゆり

三倉による児童生徒専用の「夢街道線」及び小中学校への直行便が
ございます。患者バスにつきましては、三倉診療所の廃止に伴い、
県のへき地患者輸送バス運行補助事業により、昭和49年度から運行
を開始しております。公立森町病院への通院限定になりますが、毎
週月曜日・木曜日には大河内方面へ、火曜日・金曜日には大久保方
面へ無償運行し、通院にかかる支援を実施しております。また、N
P O法人やまゆり三倉による「夢街道線」につきましては、中学校
の統合に合わせ、田能方面、大久保方面の児童生徒専用として令和
2年度から無償運行を開始いたしました。あわせて、小中学校への
直行便につきましては、三倉地区における学校統合後の児童生徒の
負担を軽減するために、通学の時間帯において「夢街道線」「大河
内線」の車両を使って、森林組合前バス停から小中学校の最寄りの
バス停まで直行運行しているものでございます。「夢街道線」車両
につきましては、生徒を乗せ、森中学校の最寄りである森中学校入
口バス停まで、「大河内線」車両につきましては、児童を乗せ、森
小学校の最寄りである遠州森町バス停まで、それぞれ直行運行して
おります。ただいま申し上げた、「直行便」が議員ご案内のスクー
ルバスの機能を含むものであると考えます。

次に、天方地区の交通機関でございますが、公共交通機関として、
民間事業者の秋葉バス「秋葉線」と、町の委託により運行している
株式会社アマガタによる町営バス「吉川線」がございます。秋葉バ
ス「秋葉線」につきましては、三倉地区同様でございますが、町営
バス「吉川線」につきましては、秋葉バスが撤退した路線に対し、
町営バスとして森町病院から亀久保の落合までの区間を運行してお
り、主に通学や通院、買い物、観光客の地域内における移動手段と
して利用されております。

さて、三倉地区、天方地区に共通した公共交通機関である秋葉バ
ス「秋葉線」につきましては、三倉地区のご説明の際に申し上げた
とおり、行政区を跨ぐ広域手段として重要な役割を担い、国及び県
の補助を受けながら、沿線市町で協力し、維持している路線でござ

います。人口減少や少子高齢化が加速する中で、持続可能な地域間交通ネットワークの形成が、将来に向けさらに重要となってまいります。今後も引き続き、沿線市町及び民間事業者である秋葉バス株式会社と協力をしながら、維持をしてまいりたいと考えております。

一方で、町営バス「大河内線」「吉川線」につきましては、民間のバス事業者やタクシー事業者が参入できない場合に、例外的に法が認める自家用有償旅客運送として、その地域内を運行しているものでございます。それぞれの運行主体が、地域と関係が深いNPO法人及び株式会社が運行しているものであり、地域住民の移動手段の確保を地域の協働により担っているものとなっております。今後、高齢者の免許返納等が進みますと、地域内における移動手段の需要が、さらに増加する可能性もございます。町営バスにつきましては、これまで、バス停の移設やルート変更、ダイヤ変更、車両の大型化など必要に応じて見直しを実施してまいりました。今後もこれまでと同様に、見直しを実施しながら、地域との協働により、維持してまいりたいと考えております。

ただいまご説明申し上げましたように、公共交通機関につきましては、民間事業者の秋葉バスと町の委託による町営バスが適切な役割分担と連携をすることにより、地域全体の移動手段を確保してまいりました。これに加えて、地域課題の解決に向け、さらにきめ細やかに連携し対応するために、患者バスや児童生徒専用の車両を運行しているのが現状でございます。今後におきましても、森町地域公共交通計画を推進しながら、地域の実情にあった交通環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

二点目の、「町全体に地域公共交通網を整備する考えはどうか伺う。」のご質問にお答えいたします。平成27年11月に議会から町営バス事業の見直しに関する要望が提出され、町の各地区において、広い範囲を運行する町営バスの見直し計画（案）について確認をいたしました。実現に際しましては、民間業者との競合、運行経費の大幅な増加といった理由から、要望書のとおり運行させるのは現実

的に難しいと考えられると回答させていただきました。その後、要望書の内容も参考にさせていただきながら、森町地域公共交通会議などで議論を進め、議員ご承知のとおり、平成30年3月に「森町地域公共交通計画」を策定し、副題を「公共交通を中心とした移動支援計画」とし、移動手段を面的に考えるのではなく、それぞれの対象者に対しどのような支援ができるかを整理させていただきました。計画では、実施を検討していく主要な施策、取組について事業の区分を3つに分けて整理をしております。一つ目は公共交通を利用する人を増やす事業。二つ目は公共交通を利用しやすくする事業。三つ目は公共交通の利用が困難な人を支援する事業でございます。

このうち直近では、三つ目の公共交通の利用が困難な人を支援する事業として「乗合デマンドタクシー」の研究・検討を開始しております。ご承知のとおり「乗合デマンドタクシー」は、タクシーが持つドア・ツー・ドアによる送迎の利便性、バスが持つ乗合による低価格という特徴を持った公共交通機関でございます。令和2年度におきましては、近隣他自治体の状況や全国事例について情報収集を行っており、令和3年度には、交通空白地に必要なニーズ等について研究を進めていく予定でございます。「乗合デマンドタクシー」の実現に向けては、制度の周知、対象地区の選定、受託可能な事業者の選定、財源の確保など多くの課題があると認識しております。課題の解決に向け、研究・検討を進めながら、町の実情にあった事業となるよう推進してまいります。

以上、申し上げましたように、森町地域公共交通計画を推進することで、町全体に適した実情を踏まえた、持続可能な公共交通が実現できるものと考えております。近年、MaaSや自動運転などに代表される革新的技術により、公共交通を取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。このような環境の変化を注視しながら、必要に応じて、計画に掲げた実施を検討していく事業や優先順位の見直しについても検討してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議長
8番議員

以上、申し上げまして答弁といたします。

(中根 幸男 君) 8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 待機児童の解消対策についてでございますが、川岸議員の質問と回答についても被る部分があるかと思いません。その中に、「健康子ども課」増設というような予定もしているというお話がありましたので、今は詳しくご説明はないかと思いませんが、一応保育園の需要がある程度増えているということについては、町長もお認めになっていたかとは思いますが。子どもの数がそのように増えてるかどうかというものに関しては、年度年度で多かったり少なかったりすることもあるし、減っていくこともある。そういう状況だということで、森と園田では、幼稚園の預かり保育の時間を延長して対応していつているということもお伺いしました。

一点。今年度から新たに、住もうよ森町新婚さん応援金ということで、やはり流出人口を削減するために施策としてやっていくというものだと私は思っています。結婚して流出するのを抑えるということでこれを設けて、もし、流出を少しでも軽減できた時に、結婚しますと大体数年の間にお子さんができるというようなことになって、そこに、今のような体制で待機児童が生まれてしまうというようなことがあると、やはり施策の効果が半減するのじゃないかなと思います。ですので、施策に関しては全然問題はないと思いますが、待機児童があつては、それとちょっと相反するところがあるのかなと思います。その辺のところまでお考えをいただいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長
保健福祉課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。現在、出生数につきましては年々減少傾向になってきているという中で、ただ、保育園を希望する数につきましては、年々増加をしているといったような状況でございます。長い目を見た時に、保育園の需要はどこまで増えていくかということについては、判断するに中々難しい状況にはございます。

ただ、出生数が今後画期的に伸びていくかという話になりますと、中々それも難しいだろうという中にございます。ただ、待機児童解消というものは、喫緊の課題であるということで理解をしておりますので、今後の出生数につきましては、減少せず年間100人程度を維持するというような計画が、町でございます。そういったことを踏まえた中で、保育需要がどうなっていくかということを考えながら、町長が答弁をさせていただいたように、幼稚園の認定こども園化を含めて、今後施設の在り方について検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 児童といえますか、お子さんが今年の場合ですと、待機児童が11人。この11人が0歳から5歳とか、そういう範疇の中で年度によって多いとか少ないとかというのがどうしてもあるかと思えます。多い年もあれば少ない年もあるというのが、これが現実で、多い時でも年間100人ぐらいを一応予定しているというようなことかと思えます。今年その11人の方に対しては、無認可なり、他の保育園なり、幼稚園なりに行けた場合は補助制度があるかと、金銭的な補助をしているかと思えます、今まで。待機児童になって家にいるのかなと思うのですが、その家庭には当然補助とかそういうものはないということによろしいですか。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。令和3年4月1日時点で、待機児童が11名ございました。そのうち1名については、認可保育園への年度内の入所が可能となっております。その他につきましては、4人が認可外保育所を利用しているということになりましたので、この4人については町独自の補助金が支出されます。残りの6名につきましては、母又は祖母によります家庭での保育ということになっております。家庭での保育につきましては、認可外保育園を利用していないという形になりますので、認可外保育園を利用した補助

金というものは支出できないということになります。

それと、先ほど4人の方が認可外保育所を利用したということでございますけども、無償化になっておりますので、3歳以上の方と2歳以下の方については少し制度が変わってきております。以上です。

議長 (中根幸男君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 保育をしていただきたいということで募集に応募して、6人の家庭の方は見てもらえなかった、待機になってしまったということだと思います。そういったものをできるだけ早く解消するなりの対処方法としては、全て保育園も保育園以外も、満タンになっている状況ではないかと思っておりますので、親御さんしてみると、働きたいけれども働けない。そういうこともあったりいろいろありますので、できるだけ早い解消は考えていただけるのか。どこまでいっても、はっきり何人生まれるということは先がはっきりできない関係上、おおよそ年間100人ぐらいを想定して、どこまでもいくということなのか。その辺だけ、今の現時点の話になりますが、方向性としてあればお伺いしたいと思っております。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の再質問にお答えします。待機児童が発生をしているということにつきましては、町としても問題ないという認識はございませんので、待機児童が毎年発生しないという状況になるように、どのように対応していくかは別にしましても、待機児童が発生しないように施設を整備する等々検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 幼稚園の預かり保育、これについては森と園田2か所が、夕方の6時まで延長になったと先ほど聞いたように思ったのですが、時間6時までというところの確認。それと、ここで見られないという状況が、11人の中にはあるということによろしいですか。預かり保育では、待機児童が出てしまう。預かり保育

で見られるような状態ではないということなのか。丸つきり定員以上になってしまって、見られないということなのか。それとも、幼稚園ではダメということがあって、待機になってしまったのか。そこだけ、時間の問題とその内容についてだけお伺いします。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。幼稚園の預かりの状況を申し上げますと、今現在5園ございまして、それぞれ全園で預かり保育を実施しております。これは、夕方5時までの保育でございます。令和3年度からさらに1時間延長しまして、午後6時までの延長預かり保育を実施している園が、森幼稚園と園田幼稚園で実施をしております。この預かりの利用の状況を申し上げますと、延長預かりの申し込みをされた方が、合計で12名いらっしゃいます。そのうち、実際に日によって人数のばらつきがございますが、恒常的に利用されている方が、園田幼稚園において2名ほど。森幼稚園においては、6名ほどでございます。利用の現状でございます。想定よりも申し込みの人数が少なく、利用者もやや低いかと現状は見ております。この理由としましては、制度が今年度、令和3年度からスタートしております。例えば、今まで兄弟が別の保育園に行っていて、新たに入る子が違う幼稚園に行くとか違う施設に行くというのは負担でしょうし、または、0・1・2歳児が保育園へ行っていて、幼稚園に変わるという動機にもなりにくいということもあります。やはり、受け入れる条件として、まずは幼稚園・保育園の預かる時間の条件が整ったということですので、もう暫く数年の動向を見ていただく中で、この利用状況を判断していく必要があるかと考えております。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。
(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の質問にお答えします。待機児童11名は、幼稚園の預かりについてどうかというご質問かと思えます。入所が決まった段階で保育園の入所ができないという方たちにつきましては、保健福祉課とすると、幼稚

園の入所のご案内をさせていただいております。それは、預かり保育を利用するという含めてのご案内をさせていただいております。ご案内させていただいた中で、幼稚園へ入所する方、預かりを利用する方というのも出てきますけども、この待機児童11名の方につきましては、幼稚園預かりをご案内をさせていただいてはありますけども、それを希望されなく、待機で残っているということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 了解でございます。できるだけ待機児童が出ないように、ご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、地域公共交通について。現状の三倉・天方地区のスクールバス、患者バス、秋葉バスということで、秋葉バスに関しては、先ほど町長おっしゃったとおり、県道袋井春野線を利用して、春野高校とかそういったところに高校生などが使っていて、補助を出してでも維持していくという路線かと思います。

とりあえず、患者バスについてお伺いをします。三倉地区、大河内もそうかな、大久保とか、月曜と木曜、それと火曜日と金曜日というように分かれていて、水曜日はよく、朝伏間に停まっている。何で水曜日に伏間に停まっているか、分かりますか。

議長 (中根幸男君) 鳥居病院事務局長。

病院事務局長 (鳥居孝文君) 中根信一郎議員の質問にお答えします。公立森町病院事務局長の鳥居です。一宮につきましては、伏間に止まっているというのは、一宮方面にも患者バスを毎週水曜日に運行しておりまして、出発点が伏間になります。それから、宮代公民館、愛光園前、宮の市前、みかさ屋前、米倉公民館、遠江一宮駅、赤根公会堂、谷中の駐在所、いなぞの前、天竜浜名湖線の円田駅前、草ヶ谷踏切前、草ヶ谷常夜灯前で病院着という形の運行を、毎週水曜日に行っております。それで、今のご質問のあったとおり、出発点である伏間に最初から停まっている状況となっております。以上でございます。

議 長
8 番議員

(中根幸男 君) 8 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 存じ上げております。要するに、先ほどの患者バスについては、へん地の人たちの患者の足として走らせてるとおっしゃったかと思いましたが、それで、一宮地区もへん地かという認識を持っているとちょっといけないかなと思って。それには別の理由があって運行しているのかと思うのですが、森地区、私が住んでいる橘・薄場地区、ここもへん地になっています。そこでの患者バスの話も、運行するしないの話もそうですけども、何一つ何十年とありませんが、へん地に対して出すということであれば、橘・薄場地区といったところもフォローしていただきたいと思いますが、これについてはどうでしょうか。

議 長
企画財政
課 長

(中根幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えをいたします。へん地の足として走らせているというご指摘かと思いますが、これにつきましては、何故一宮地区を患者バスが走るようになったかというところについては、病院ともいろいろ話をして調査したのですけれども、結論的には不明であります。可能性としては、片瀬の診療所というものがかつてあった。それが廃止になって、それに伴う足の確保対策ではないかというように想像ができると、これは確定ではなく想像しております。もちろん一宮地区はへき地の対象地区ではございませんが、おそらくそういった診療所の廃止に伴う足の確保ということで、本来三倉地区の、いわゆる県の補助金をいただいて運行するへき地にある、三倉の住民の医療の足の確保というのと合わせて、一宮も運行していたということではないかと、想像されているということでもあります。

若干補足をさせていただきます。へん地の補助金ではなくて、へき地の補助金ということでございますので、そこは整理をして、また別の事業といいますか、対象エリアということになりますので、参考までにですが、補足ということで説明させていただきます。以上です。

議 長
8 番議員

(中根幸男 君) 8 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) へき地とへん地の違いということですね。分かりました。私ども、へん地の部類でございまして。どうしても足がないと出てこれない、また、病院にも行けない。三倉地区には、そういう道路の足があるといえますか、病院に対してもある、また、学校に対しても今度の統合によって子ども達の足が確保された。そして、町営バスということで、また違った時間帯にも病院まで三倉から出ているのかなと、行ったり来たりしていると。天方地区の吉川についても、ほとりの方から出ている。とりあえず、また別便であるというように町営バスが動いているということですが、現実には町中もそうですし、私どもの地域ももちろんですし、全体を見ますと一宮地区の方、また、円田、牛飼、中川、ああいった方々も、患者バスに常に乗れる人ばかりではない。当然、地域によっては乗れないということになって、タクシーで帰れる人もあれば、タクシーで帰れない人も当然いてですね。かなり送迎的に家庭の人たちが関わってできる方は問題はないと思いますが、そうでない方は、やはり遠くから歩いて通っていたりいろいろするわけです。そういう実態の中で、患者バスは患者バスで動いて、町営バスは町営バスでそういう形で一部動いていると。それも、一応へき地に対しての補助があるから、そちらへ出しているということ動かししているのは分かりますが、町営バスに関して言いますと、どこの路線、道路をどういう運行をされているのかというのが、全然認知をあまりされていないと思います。一般の方が、三倉から病院までもしも行きたかった場合に、その町営バスにどうやって乗るのか、そしてどうやって帰るのかということも心配しながらということが、三倉・天方の方には周知をされているのかもしれませんが、その手前の町内の方々にちょっと周知されていないのじゃないかと思います。その辺、料金がかかるのかかからないのかも、私どもはちょっと使う機会がないものですから分かりませんが。その町営バスを、一般の方、三倉の方が使う場合は、おそらく予約で頼んで、バス停で乗せてもら

う、それで拾ってもらって乗ってくるのだと思いますが、その料金がかかるのか、かからないのかということ。それと、もしも大鳥居を過ぎて、城下とか堤防沿いで拾ってもらえるような予定があるのであれば、それはそれで予約をすれば拾ってもらって使えるのか。その辺だけ、町営バスについてお伺いします。

議 長
企画財政
課 長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。
(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。再度の中根議員のご質問にお答えをいたします。町営バスについて、認知がされていないのではないかとのご質問でございます。町営バスにつきましては、定時運行とデマンド運行というものがございます。定時につきましては、そこのバス停に時間で待っていただければ、基本的にはそこで乗って目的地まで、目的地に近いバス停まで移動できる。デマンドについては、当然事前に予約をしていただく必要があるということで、2種類、デマンドと定時ということで運行をさせていただいてる状況でございます。

中々町営バスがあまり知られていないんじゃないかというご指摘であります。これにつきましては、29年度に森町の地域公共交通計画というものを策定いたしました。その中で短期計画というものに位置づけてございますが、そこで公共交通のホームページを作成とか、あるいは町の広報紙を使って公共交通のPRを行うと。そういった形で、地域全体でこういった交通資源を情報共有するというような取り組みをしてきたところでございます。その中で、必要に応じて運行ルートとか、ダイヤの改正とか、バス停の移設等に取り組んできたということで、少しでも公共交通を利用していただけるような環境作りを、この計画に沿って努めているところでございます。このPR・周知につきましては非常に大切な問題だという認識をしておりますので、引き続き、町営バスを少しでも利用していただけるような形で、町民の皆さまにPRということを考えていきたいと思っております。以上です。

町営バスにつきましては、無料ということではなくて、有料とい

うこととでございます。

議 長

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 短期の計画の形で、町営バスを走らせていると。ただ、今走っているのは短期の中の計画だから、病院と三倉・天方を走っているということかなと思います。今後のどういう形で町中や、森町全体でいうと一宮地区とか、そういったところが主な寄る場所といたしますか、来る場所とすれば、役場、病院、銀行、体育館、スーパー、こういった大きく日常で使われるところがあると思います。そういう所に通う、行けるように、各地区の方が使えるようなものにしていかないといけないのじゃないかと思います。今すぐにこういう形で作るというような結論は出せないとは思いますが、先々そういう形で、町全体に必要なところには整備を考えているかどうか。それについて、お伺いします。

議 長

(中根幸男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政

(佐藤嘉彦 君) 企画財政課長です。中根議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、私が先ほどの回答で短期と申し上げましたが、これは短期・中期・長期ということで、それぞれの事業に取り組む時期のことを指しております。比較的すぐ取りかかれる事業、先ほども申し上げましたホームページの作成とか、あるいは町広報誌でのPRとか、そういったものについてはすぐ取り組めるということで、短期と位置づけさせていただいたと。いろいろ状況を見て、検討について時間がかかるというものについては、中期、あるいは長期という位置づけでそれぞれ実施時期を分けて、それで町の公共交通計画に沿って整備をしていきたいと考えているということとでございます。

課 長

それから、もう一点。隅々まで交通ネットワークを必要なところに、というご質問でございます。基本的にバスという手段で困っている人をうまく線で結べるかというのと、そこはやはり非常に難しいと考えております。例えば、循環バスというのがありますけど、どこの市町でも大体一回やって、それでもう撤退してしまっている。バ

スというのは、中々自宅から自分の行きたいところという移動手段ではないので、そういう意味で困っている人を線で結ぼうとしてもうまくいかないという状況があるのではないかと考えております。

本町における公共交通計画については、まずは既存の交通手段も使っていただいて、自宅と自分が行きたいところを結ぶための手段というのはどういう形がいいのかという「人」に着目して、公共交通計画では整理をしているところがございます。そういった取り組みの中で、例えばデマンドタクシー等新しい交通手段の検討も含めて、多様な主体と連携しながら、本町の実情に合った交通体系について、これから検討・研究をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根 幸男 君) 8 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) できるだけ早く検討していただいて、いろんな地域で使えるような公共交通を考えていただきたいと思います。

あと、スクールバスといいますか、町営バス。それと、患者バス。これは、できるだけどちらかにしてもらえるような運行時間を考えるということは、可能なのではないのでしょうか。これは、患者さんが乗るのとお子さんが乗るのと違うかもしれませんが、車を少し大きくしたのかな、コロナの関係があって。そういうこともあって、患者さんの数が少なければスクールバスと一緒に乗っていただくとか、そういうことをすることは不可能なのですか。それだけお伺いします。

議 長
企画財政
課 長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えをいたします。まず、患者バス、特に三倉地区ということの想定だと思っておりますが、患者バスにつきましては、先ほど町長答弁の中にもありますけども、県の補助金、へき地医療施設運営補助金。これは間接国庫でありますけども補助金をいただいて運行しているということもあって、この補助目的、事業目的に沿って運

行をしなければいけないというところがございますので、その目的と異なる弾力的な運用が可能かというところ、そこはやはり若干難しいところがあるのかなと考えているところでございます。

やはり、患者バスについてもそうですし、あるいは夢街道線とか直行便については、それぞれ必要とされる背景とか状況というのは異なっているという状況にあって、既存の道路運送法で定めた交通手段では、中々地域の実情にフィットしないというところから、地元の提案等があって実現をした路線が、夢街道線であり直行便であるということでございます。一つの目的にいろんなものを詰めすぎると、かえって使い勝手の悪いものになるという恐れもあります。この点につきましては、スクールバスと患者バスを一本化するということについては、現時点では考えておりません。以上です。

議長
8番議員

(中根 幸男 君) 8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 現時点では考えていないというお話でしたが、患者バスもかなり古くて、患者バスだけかなり、20年でもないのかもしれませんが、大丈夫かなと思うような車のように見えてしまう。最近町営バスが新しくなった関係で、余計にそう見えるのかもしれませんが。バスとなりますと、かなりの費用がかかると言います。ですので、そういう費用的なものを含めて一つにしていく形の方が、いろんな維持管理費もかからないということだと思います。いずれ、そういうことも含めて考えていってもらうことが必要じゃないかと思います。あと、今現状あまり考えていないということなものです。地域の方が声を上げれば、今言ったように例外的にバスとかタクシーが使えないというような場所については、そういったへき地の補助を受けて運行ができるということが、新たにやろうと思えばできるということでしょうか。伺います。

議長
企画財政
課 長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。中根議員のご質問にお答えいたします。はじめに、患者バスが大分老朽化が進んでいるということでございますが、この患者バスの更新時期については、や

はり状況を見ながら検討する必要があるかと思っております。ただ、患者バスについては、令和3年度から今までの利用状況というものに勘案して、旧大河内線の車両、これは10人乗りですけれども、こちらのワゴン車でもって患者バスとして活用して運行しているというところでございます。

それから、地域が声を上げれば運行できるかというご質問でございます。基本的にここにバスを走らせて欲しいという要望、あるいはバスがないと困るというニーズ、要望とニーズというところの見極めが難しいかと思っておりますけれども、これからの公共交通、デマンドタクシーも含めていろいろ検討していく中で、全体を通していろいろな観点が必要だと思います。例えば公共交通の観点ばかりではなくて、高齢者福祉の観点であるとか、協働の観点であるとか、そういったところで総合的な観点で、やはり町全体の公共交通計画というものを整備していく必要があると考えておりますので、そういう意味で、これからはそういった地域の声等も要望としてあるということであれば、そういったものも聞かせていただいて、そういったものが実現可能かどうかというところも検討していければと思っております。

それから、ちょっと若干前後いたしますが、公共交通計画の中で患者バスの在り方の見直しというのも触れられております。これは、長期と一番最後に位置付けをしておりますけれども、なぜ長期にしたかということですが、さまざまなバスに対するいろんな施策、そういった取り組みを通して一番最後に各種施策効果を見たうえで、患者バスの在り方については判断していきたいと考えているので、長期に位置づけているところでございます。この公共交通計画の現在中期というところに位置づけをされる年度にありますけれども、この公共交通計画に沿って、さまざまな観点で役割分担と連携というものを整理しながら、持続可能な公共交通サービスの提供となれるように検討していきたいと考えています。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 8 番、中根信一郎君。

8 番議員 (中根信一郎 君) 最後にもう一つお伺いをします。地域公共交通会議というものがあって、今度委員として私と岡戸さんとなったわけです。地域公共交通を考えたときに、どうしても民間の方との営業妨害になるかならないか分かりませんが、そういう営業との、ぶつかるかぶつからないかの部分。そういったことがあっても、地域の声があれば公共交通をしっかりと整備をしていくというようなお気持ちがあるかどうか。それだけお伺いをします。

議 長 (中根 幸 男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐藤 嘉 彦 君) 企画財政課長です。ただいまの中根議員のご質問です。まず、地域公共交通については、地域における移動手段を確保するという意味ですが、基本的には道路運送法という縛りがあります。まずは、道路運送法で許可を受けたバスとか、タクシーとか、そういった既存の交通事業者の活用をまず考える。そのうえで、そういった民間のバス、あるいはタクシーの事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、初めて例外的に町営バス等が認められる。そういう法的な考え方が下手になっているということでございますので、基本的には民間の事業者と、そこに例えば町営バスが並走するというような自体は、基本的には民間から見ればそれは民業の圧迫であるし、行政側から見れば、それは二重投資であるとみなされると考えておりますので、そこにつきましては、しっかりと住み分けをしながら判断、あるいは検討して、公共交通会議の中で議論をしていただけるものと理解をしております。以上です。

議 長 (中根 幸 男 君) 8 番、中根信一郎君。

8 番議員 (中根信一郎 君) 最後のつもりでしたが、もう少しだけ。結局、その民の部分で、しっかりとタクシーであれバスであれ、住民の人達のニーズに応えたりすることができているのであれば別ですけれども、やってるよと言うだけみたいな状態の営業をしても、それは民を圧迫すると判断するのか。現実を言いますと、私も山奥なものですから、夜に飲みたくても飲めない、飲んで車を置いてタクシーで帰りたくてもタクシーがない。今森町はそういう状態

でいるという状況ですが、それは民として圧迫するとかしないという範疇になるのかどうか。それだけ、申し訳ありませんがお願いします。

議 長 (中根幸男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐藤嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えをいたします。民として圧迫するかどうかということにつきましては、やはり公共交通会議のテーブルに乗せる前の段階として、当然協議というものを民間業者等とさせていただきますので、そういった中で判断をされてくることではないかと思っております。

あと、もう一点。確かに、民間がもっとバスを走らせてくれない。なので、利用しにくいので、利用者が減っているんじゃないのというご指摘もある、そういった考え方も確かにあると思っておりますけれども、果たして、それで利用しやすくすれば利用者が確実に増えるかという、そこは少し考えにくいということも一方では考えているところであります。あればいいという要望と、ないと困るというニーズ。これを混同して、使い勝手が悪いとイメージされている向きも若干あるのではないかなど、個人的には考えております。そういったところについて、もう少しお話等を聞かせていただく中で、検討をさせていただければなと考えております。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎 君) できるだけ住民の声を聞いたりして、運行とかいろんなものを考えていただきたいと思います。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

明後日、6月25日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する討論・採決を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 2時37分 散会)

